

平成25年第3回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成25年 9月 4日
 本日の会議 平成25年 9月 6日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 酒井 通博 君 議事課 長 浜野 洋子 君
 参事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤

理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時10分

平成 2 5 年第 3 回長与町議会定例会

議事日程（第 3 号）

平成 2 5 年 9 月 6 日（金）
午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	-	一般質問	

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順11、西岡克之議員の本町における高田南土地区画整理事業について、放課後児童クラブ分割についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10番

(西岡克之議員)

おはようございます。それでは、けさのトップバッターでございます。質問させていただきます。

昨日、饗庭議員のほうが、国体にボランティアで参加いたしますということで言われてました。私もボランティアで参加させていただきたいと思っております。早速、昨夜、安藤議員と一緒に説明会に行っていました。我々も町民皆様と一緒に機運を盛り上げて、成功の一助になればというふうに思っておりますので、ぜひ大成功させていきたいと思っております。

じゃあ、本題に入ります。

まず最初に、本町における高田南土地区画整理事業について。

本町の高田南土地区画整理事業は、都市計画の決定を昭和59年3月に受け、事業計画を昭和61年3月に決定されております。本工事着工は、昭和62年12月になっております。受託者としては長崎県、事業者として長与町となっております。施工面積は49.8ヘクタールであり、工事の進捗率は、これは事業費ベースでは86.2%、平成24年度末ですね、となっております。

工事現場と申しますか、工事の位置も、長崎方面より国道206号から長与町に足を踏み入れました道ノ尾地区、高田越地区を主体とした地域にまたがり、発展する長与町の顔的存在であります。しかしながら、工事開始以来26年の年月は、区域内で立ち退き等の協力をしている地域住民にとっては余りにも長いものであります。今後のその方々の生活設計にも多大な影響を及ぼしております。

そこで、今後の展開や工事について、次のことを質問をいたします。

まず1番目として、早期に完成できず、ここまで工事が長引いた原因をお尋ねをいたします。

2番目に、立ち退きで仮設住宅などに住んでおられる方々は何世帯で、その方々の宅地が完成するまでにかかる時間がどのくらいかかるのかお尋ねをいたします。

区画整理区域内で、高田越トンネルの上部の付近の道路に、こちらから高田中学校のほうに行きますと左上のほうになりますが、亀裂ができています。今後の補修の見通しがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

4番目に、高田小学校先線の工事です。きのうも同僚議員が質問しており

ましたが、ふれあいセンター前付近の県道をまたいで接続するように計画されております。工事のほとんどが終了しているように見受けられますが、高田小学校付近との接続がなされておりません。今後のスケジュールがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

5番目として、今後、高田南土地区画整理事業の進捗状況について、説明会などを開くことはできないかお尋ねをいたします。

2番目として、放課後児童クラブの分割についてお尋ねいたします。

前回の6月議会でこれは質問させていただきました。主にまるたんぼクラブの分割について質問いたしましたが、その後どのような展開になったのかお尋ねをいたします。

以上、お尋ねをいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

皆さん、おはようございます。きょう、朝一の御質問ということで、そしてまた、がんばらんば国体へのボランティア参加ということで、本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1点目の工事が長引いた原因ということでございますけれども、さまざまな要因がございますが、主な原因といたしましては財源の確保でございます。議員のおっしゃるとおり、施行者は県、事業主体は長与町ということで、国からの補助事業を活用していくことを基本としております。そういうことで、これまで補助金要望を年次的に進めてきておりますけれども、要望額相当の補助金が確保できない状況でもあり、町の単独費を多くつぎ込むことも、ほかの事業との兼ね合いから、非常に難しい現実があるということでございます。

また、区画整理事業の性格上、移転交渉を行い、一定の理解を得ながら仮移転等をしていただき、順次、造成工事へ移っていかねばなりませんし、ある一定の造成範囲に限られることにより、広範囲の面的街区造成工事を行うことが困難であります。

そのほか、事業の施工区域は、御存じのように道ノ尾駅を含むJR用地と隣接しておりまして、工事をする際には工事ごとのJRとの協議が必要であり、協議期間が長引くことにより、協議開始から工事竣工までの期間が長期化しておるところでございます。

また、道路改築工事におきましては、主要地方道長崎多良見線を中心とした県道・町道の改築工事につきましては、バス等の通過交通を確保しながら施工しなければならないことや、歩行者の安全を確保しながら施工する必要性があります。また、埋設管等の切りかえにより、工事が非常に複雑化しておりまして、施工期間が長期化しておったわけでございます。

今後は、JR沿線の工事もほぼめどがつき、主要地方道長崎多良見線の完成も近まりましたので、事業のスピード化を図り、1日でも早い事業の進捗

に努めてまいりたいと考えております。

2点目の仮設住宅の居住者について、世帯数と宅地完成までにかかる時間でございますけれども、現在、仮設住宅に8世帯、民間のアパート等に24世帯の方々に仮住まいをお願いをしておるところでございます。換地をお返しする時期は、換地の場所により整備時期が異なりますので、平成26年度から平成29年度にかけてとなる予定でございます。

仮住まいをお願いしています皆様には、多大な御迷惑をおかけしていることに対し、大変申しわけない気持ちであります。早期に土地（換地）をお返しできるように鋭意努力をしておりますので、どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の高田越トンネル上部付近の道路の亀裂箇所について今後の補修見通しということでございますけれども、盛り土の沈下が原因で平成24年6月に亀裂が発生したため、亀裂の幅及び沈下量の観測を同年7月からことし5月まで行っておりました。現時点で数値に変化がなくなりまして、安定してきましたので、周辺街区の整備に合わせ、本年度中に舗装の補修工事を行う予定としておるところでございます。

4点目の高田小学校線の今後の工事スケジュールについてでございますけれども、JRへの近接協議を経て、平成24年度より工事に着手し、現在、町道、高田小学校線起点部の熊自動車様前より高田小学校入り口までの60メートルの工事を行っておるところでございます。今年度は、高田小学校入り口より高田公民館へ下る道路のJR側のり面を、県の発注によりJRが受託工事として整備をされることになっており、予定では平成26年1月末に完了と伺っているところでございます。なお、町のほうでは、この工事との関連性がありますので、県工事の完了を待って、引き続き高田小学校入り口等周辺の整備に着手することとしていますので、全ての工事が完了する完成は平成26年度になる予定でございます。

工事の期間中は多大な御迷惑をおかけいたしますけれども、早期完成に向け鋭意努力をいたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

5点目の高田南土地区画整理事業の進捗状況に係る説明会の開催でございますけれども、個人の換地造成工事に関連することですので、回答することができかねます。お手数ではございますけれども、道の尾温泉横に事業所を設置しておりますので、お気軽にお越しいただければごらんになれると思います。なお、この区画整理事業の審議会委員10名の方々には、年1回から2回開催されます区画整理審議会において進捗状況及び今後の工事予定を説明をしておるところでございます。

2番目の学童クラブ分割についてでございますけれども、まるたんぼクラブの分割につきまして、さきの議会で議員から御提案いただきました商店街の空き店舗等の利用につきましては、現在、必要面積等の要件を満たす物件が見当たらない状況ですので、今後、可能な土地や施設の情報があれば、随時検討をしていきたいと考えておるところでございます。また、今後実施する予定であります子ども・子育て支援制度に係るニーズ調査の結果を踏まえ、

来年度の計画策定に向けて検討をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
じゃあ、順を追って、今回はやっていきたいと思います。
まず、区画整理事業についてでございますが、最初に、財源確保ができなかったということ言われてます。町長は今、かわられて1年目でございますので、それ以前からのずっと懸案の事業でございますが、財源が見つからないというのはもう大方、多分そうだろうということわかってたんですが、そのための要望ですね、これはできるはずだと思います。関係各方面に対して要望はしたのかということをお尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長 (道端和彦君)
これまで、さらに予算が厳しい折、そして要望と陳情としていったかという意味合いだと考えておりますが、国からの予算配分としましては県のほうに一括して配分されるものでありまして、市町村へ国からダイレクトで来ることはございません。そしてまた、県を通じて町のほうへ仕分け配分されるものでございます。ということで、特に長与町にまた、県の段階で特別に多目につけてということもちょっといかんようでございます。

それからまた要望、陳情に関しましても、関連の補正予算等、これも県を通じて配分されることとなりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

そして、これまで要望、陳情は、過去においてはしてないと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
国じゃなくて県に一括で来るということですね。ということは、なおのこと、国なら距離的問題もありますしパイプ的問題もあると思えますけども、県に来るんですから、これはシステムの理解はいたしますけども、黙っていれば黙って何もつけない、これは誰でもそうだと思います。下世話な話ですよ、やあやあやあやあ言われると、言われた方向に顔は向くんですよ。

今までは今まで結構でございます。あと少しですよ、先ほど言ったように80何%ですか、予算ベースで、86.2ですか、残りもう少しなんで、ぜひここは町長が所管と一緒にあって県のほうに要望とか陳情とかしていくべきと考えますが、いかがでございましょうか。

議長 (山口経正議員)
町長 (吉田慎一君)

今、出ましたけれども、県に対する要望、陳情についてはしていると思う
んですよね。それはまた、あと副町長のほうが詳しく知ってますので失礼し
ますけれども、私としましては県との接触をたくさん持ってます。大体県と
の話の中で振興局、特にそうですけども、会合を多く持つようにしまして、
進捗状況とか、そして早期に解決できるように何とか工面をしていただけない
かというような話はしております。これからも県との関係につきましては、
さらに深くやっていきたいというふうに思っております。

ちょっと副町長のほうから。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

要望、陳情というのは、その都度やっております。ただ、こういったら、
財源がないということは、補助金がいっぱい来たからといって、区画整理事
業だけを町がやっているわけではございません。結局、補助金には裏負担、
当然、町の単独も出さなければなりませんし、そういうものを総合的に勘案
して事業を進めておるわけでございます。ですから、補助金をどんどんどん
どんつけてもらったからといって、逆にこちらのほうの財政的なもの、一般
財源の裏打ちというのも必要になりますので、その状況に応じて県並びに国
等につきましては要望等々は行っております。

ですから、この財源不足というのが区画整理事業のみのということではな
くて、町としましてはその事業だけじゃないものですから、ほかに福祉関係
もあります、いろんな事業をやっております。だから、そこだけに集中して
できる状況ではないということで、裏負担の分も含めて検討しながら要望等
も行っているわけでございますので、長期になったというのは、ほかにもい
ろんな事業を進めていってる関係もあると思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員) いろいろ、私も議員してもう6年目でございますので、そ
の辺の事情はわかっておりますが、立場としては、しかし言わなければなり
ません。ぜひ早急に進めていただきたいというふうに思います。

7月に建設産業委員会で、区画整理等の視察に行っていました。東北
地方だったんですけども、もうとにかくスピードが速い。いろんな要素があ
りますよ。例えば向こうは平地であったりとか、ここは山坂があるとか、先
ほどあったようにJRとの協議があるとか、移設管だ、県道だってあると思
います。しかし、向こうは早い。私も行ったメンバーもびっくりしてから、
その辺は見てました。難しい部分があると思うんですけどもね、とにかくス
ピード感を持って進めていただきたいと思います。

いろんな町の財政の厳しいこともわかります。しかし、今から言いますけ
ども、そこにおられる対象の方々は非常に苦慮されておるんですよ。本当は、
62年ですか、から始まったんで、少なくとも自分の子供の世代にはきちん
とした将来像が描けるよねって言ってたんですよ。ところがもう、子供を通

り越して孫の世代になってるんですよ。孫の世代になったら、当初の人たちはもう亡くなっていないとかあるんですよ。かわいそうなんです、見とってですね。

うちによく近所の高齢の方が来られてから、そういう愚痴をこぼされるんですよ。どげんすればよかるうか、どげんすればよかるうかちってですね。今、特に世代が変わっていけば、財産の相続という問題もかかってくるんですね。その辺もあるもんだから、先ほど言ったように、人生設計が描けないっていうか、もう悲壮な形で来られます。ぜひその辺を御理解していただいて、所管の方もぜひ御理解していただいて、もう無理は、無理ていうか、厳しいのは重々承知で言ってます。なおかつそれを理解して進めていただきたいというふうに思います。

じゃあ、次に行きます。

先ほど対象の世帯が仮設に8世帯、アパートに24世帯と言われましたね。場所によるかもしれんけど、完成が26年から29年ぐらいという形ですかね、に聞きました。今、道ノ尾地区って申しますか、道の尾温泉の上のあたり、これもよく言われます。私のところに来て、いつになったら始まっとね、いつになったら始まっとねって、もう予算ついととやろうもんって、地域住民の方々はその辺の仕組みがわからんで言われる部分あります。しかし、当人たちにとってみればもう、自分たちは抜けて協力して仮設アパートにおるとに、工事が始まらんやったら、何ねっていう形で言われるとですよ。本当はもう、そこの西高田ですか、がりがりがり民間でやっていけば進捗感もわかるんでしょうけど、やっぱり予算がついて、それからまた始めてという形になれば、ちょっと公と民の違いがあると思います。それは理解いたします。しかし、長らくあれば、工事をしたところにペンペン草が生えてるんですよ。なおのこと皆さん、その辺で不安が来てるんですね。

今現状、道ノ尾の工事の温泉の上のあたりがとまってますけども、いつごろから始められますか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 都市整備課長。

(道端和彦君)
今、おっしゃられているのは、道ノ尾水源地方面の南東部のことかと思うんですけど、それについても25年度で土工事という形で工事を進めるようにしております。一部になるわけですけど。以上です。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

25年度ということは今年度ですよ。今年度、もうそろそろ始まるというふうに理解してよろしいんですか。もうちょっと具体的にわかれば、何月何日って言わなくても結構で、いつぐらいから始められますよぐらいのタイムスケジュールを教えていただければというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

建設部長

建設部長。

(日野 勉君)

議員、先ほどおっしゃられましたように、西高田みたいにがりがりがりやりやられれば、そういう予定ではありました。どうしても東北震災のほうに、東北震災のほうも視察に行かれたと思いますが、海岸部が区画整備ということで、区画整備の予算が厳しいということで。町のほうも25年度当初予算につきましては、前年度要望額をしておりますが、満額ついておりません。そのしわ寄せが南東部のほうに来てるのは事実でございます。

多分去年、私のほうから26年度ぐらいに、南東部の下のほうですね、水源地側のほうについては造成が終わるいう、完了ということで御説明したと思いますが、その、まず南東部のほうに泥を運ぶための仮設道路の造成ですね、これが予算枠の関係でおくれておりますので、多少、1年ずれ込むのかなという考えしております。それで、1年ずれ込んで、その後に徐々にやっていきたいというふうには考えております。以上です。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

わかりました。今、おくれた事情、東北の関係とか明らかになったんで、恐らくこれの議事録とか、私も議会だよりに書きます。そしたら、多少は安心される方々も出てくるのかなというふうに思います。

いつ始まるか、いつ始まるかちゅうことで、やっぱり期待をしてるんですね。そこをやっぱり御理解いただきたいと思います。先で言いますけども、その辺のアナウンスっていうのも多分に必要じゃないかなというふうに思います。ぜひ御理解いただきたいと思います。

次、行きます。

区画整理内のところで、先ほどありました上のところですね、盛り土を、24年6月にまず発生したと、調査して、もう安定してきたということですね。今年度中に通れるようになるだろうということだと思います。

なぜここを言ったかと申しますと、ここ、一応入れないように仕切りをしてたと思うんですよ。しかし、よくよく見たら、2トン車ぐらいの幅は通れるんですね、そこを、その崖下じゃないので、下まで滑落、崩落することはないと思うんですが、その道を幼稚園、保育園のお迎えバスが通ってたんですよ、それとか介護の人が乗せてる車が通ってたとか。

地元の方から、危ないって。その下が崖じゃないから、ごくんていくことはないと思うんですが、通ってて。本当は通らないのが一番ベターだと思います。ましてや人を運ぶ職業だから、そういう危険なところを通るというのが、その人のモラル、その会社のモラルだと思うんですが、やっぱりどうしても時間に追われていけば、ここを通るわけですよ。それで、それを見てた住民の方が、危なかよって、あそこを通らせんごとしとつとに、無理やり入って通っていきよるって。実際、私も何回か通ったことあります、軽は十分通ります。そういうお迎えのバスとか車とかがやっぱり通っていけば危ない。

そこの、通らないようになっていう、こちら側の意思っていうか、がきちん
とやっぱり出すべきだと。通れますけど通ってだめですよ、通りはします、
でも通ってはだめですよっていう、危険という形の看板なりなんなりを、も
うちょっときちんとして出すべきだったんじゃないかなっていうふうに、自
分も行ってみたいと思います。今度その辺の改善策ですね、工事が今、もうすぐ
あるんですかね。その辺も含めて改善策っていうか、ちょっと教えていただ
ければというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

その場所は、高田越の北部から南東部を結ぶ貴重な唯一の道路というこ
とで、住民のほうからも要望がございました。トンネルの入り口、出口を坑
門といいますけども、その前後と、今の場所も該当していますが、テナー
工法といいまして、フレキシブルなタイプでやるもので、沈下は予測されて
おりました。ただ、供用開始におきましては、大丈夫かなということで高田
のほうと協議いたしまして、ちょうど供用開始しておる状況でございますが、
何分かなりの盛り土量をやっておりますので若干の沈下がありまして、観測
は事業所のほうでやっておりました。最終的に落ちついたということで、こ
れからその盛り土の修正工事になってくるとは思います、それについては、
もう近いうちに業者が決まるとは思います。

その工事につきましては、事業者のほうで誘導等、安全策については十分
にやっていくということで聞いております。以上です。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。じゃあ、予定どおり、おくれることなく、遅滞なく進めて
いただきたいというふうに思います。

次に、高田小学校の先線のことですね、そのことを、そのあたりのこと、
少し触れていきたいというふうに思います。

まず、JRの受託工事があるということでしたね。JRとの協議があって、
あると。26年1月までかかるってということですかね。

それから、県の工事を待って、周辺整備を26年にやりますと、26年に
終わりますという形ですかね。途中のちょっと行き違いがあったんだろうと
思うんですけども、ループだけ先にできて先が繋がらないというので、さ
んざんきのうも言われてたみたいですが、確かに皆さんその辺を、何で
つながらんと、こういふ。議会に来られて聞けば、ああ、なるほどって
いう形でわかると思うんですが、地元住民の方々は、何でつながらんとかな
って、おかしかよねっていう形でみんな思っています、あの辺の方々は。

だけん、ループだけ先つくって、いっちょも最後のつながらんとばいっ
ちから言われてますので、そこら辺を今の説明では、当初答弁ではなかな
か、県の工事もある、JRの受託もあるって、町の工事もあるって形で、三

者が何か複雑に絡み合ってるようなんですけども、難しいなと思うんですが、もう一度、今言ったことを、先ほど町長の答弁がありましたけど、もう一度また、再度繰り返してお尋ねいたしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

今の状況、そして今後の状況という形でお話をさせていただきたいと思います。

状況としましては、ループがタッチするところ、一番高いところですけど、2メートル限度を切り下げていかなければいけないという状況です。これをするに当たっては、2メートル切り下げるに当たりましては、車を何度か迂回させながら、一気に2メートル切り下げるということはできませんので、迂回をさせながら、2度、3度というような形で切りかえをやっていかんばということです。

それに当たりましては、先ほど町長答弁もありました、県施工分が残っております。橋台の盛り土とそしてループ、高田小学校に向かって右側の山ですね、この分の切り土ということが、これの分が県施工分で、しかもJRの受託工事ということでございます。それが来年の1月に終わると。この工事を済まさない、この2メートルの切り下げ、最終的工事に入っていけないという状況であります。

そして、現在の状況としましては、最終形のこの2メートルの切り下げもJRとの町の近接工事になるわけですけども、その前までに、ある一定の工事を済ませてしまいたいという状況もあります。そういうところで、現在のところではJRと近接工事にならない範囲で、できるだけ今のうちにできる分は済ませておこうということで、先月発注した分で、ブロック積み工とか擁壁工、ガードレール、排水溝、そして舗装工、そういう類いの分を、近接工事にならない範囲で現在施工中でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

やれることは今のうちにやっておこうという形で、ぜひそういう形で、工事を待つ次の工事に入るんじゃないじゃなくて、やれる分は早目に進めていただくという形でしていただきたいと思います。

今の工事の進め方という形で、きのうも出てたんですけど、確認の意味でさらに言わせていただきます。熊自動車のほうから、先の百合野方向へ抜ける道路整備のことなんですけども、昨日ガードレールは難しいというふうな答弁が出てたと思うんですけども、再度確認の意味で聞きます。

車道と歩道を区別するですね、これは子供の通学路っていうこともあるし、そういう部分で、車道と歩道の区分で本当に歩道が、大きくとらなくてもいいんです、ちっちゃい歩道でもいいんですよね。極端に言えば、通学するためだけの歩道でもいいんです。体育館の下あたりの土羽のところですね、崖

を少し削ったような形ですよ、中に入れるぐらいの感じで、車道と歩道の区分ができないかなと思うんですけど、再度お尋ねいたします。いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

きのう同じ議員さんの御説明がありまして、何とか前向きにということになりまして、私もその後、台帳とか現地の状況を見てみました。体育館側のほうには、公共施設ということでございまして、道路幅員も約6メートル超えるような幅員で、7メートルございませんでした。

今のところ、ガードレールっていう、ガードレールにはそれぞれ支柱とか厚みがございまして、それをすることによって最低二、三十センチは今の現況幅員を狭くしなくてはいけないと。それと、体育館側には道路の排水の側溝があると。

それぞれの問題をクリアするには、もう一回詳細に検討いたしまして、何とか薄い方法で、薄いついていっても危険ではどうしようもございませんで、何とか分離するようなことができるような方法を、例えば歩道幅員を、通常の2メートルとかそういうのじゃなくて、2人傘差して歩くのは無理かもしれませんが、そういうような格好で検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ありがとうございます。もうできるんだろうというふうに確信をしておりますので、ぜひ所管の対応をよろしく願いいたします。それと、技術的な部分では大変だろうと思えますけども、頼みますね。よろしく願いしておきます。

それと、これも確認なんですけど、ほほえみの家の前の横断歩道が、以前の答弁では仮設っていう形で答弁されてたと思います。ループができるまでの間の仮設の横断歩道ですよという、私もそれを聞いた覚えがあります。きのうの答弁では何かもう常設という感じに聞こえたんですけども、どうなんんでしょうか。これは仮設でしょうか、常設でしょうか、お尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

その、まず、きのうの御質問は信号機の御質問でございまして、今、議員さんがおっしゃられたのは今の横断歩道が常設か仮設かという質問でございまして、当然横断歩道というのは交通を規制する警察の所管になっております。

今、先ほどうちの課長のほうで、高田小学校線の高低のお話でございまして、それはまだ供用開始になっておりません、ループ部がですね。信号等、

できてるとは思います、今そこに将来形でループのところに横断歩道ができた場合、長与方面に向かっては川平道路の前の交差点がございす。そこのちょうど真ん中あたりがそれに該当します、ほぼですね。

県警のほうと県のほうが協議したときには、まだ百合野踏み切りの封鎖しておりましたので、当面、策としてどこが適当かということで、視距等の考察で、半分のところがいいだろうということでしてありまして、ほぼ最終形と理解しております。ちゅうのは、そこに、その時点で望ましい仮設の横断歩道という場所を設定いたしましたので、今後はそれに、信号向かって要望ということになっておりますので、そこはほぼ本設ということで御理解いただいて構わないと思います。以上です。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

わかりました。仮設であれ本設であれいいんですけども、以前の答弁で仮設という形が聞こえてました。もうそれは確かに知ってると思います。確認の意味で言わせていただきました。承知しました。

最後の、じゃあ5番目行きます。高田区画整理事業の進捗状況について、説明会を開くことはできないかということなんですが、これは先ほども言ったように、全体として例えば地域の人に、道ノ尾地区、高田越地区の人に説明会をしますよと、私が言ってるのはそういうことではなくて、対象の方々、今先ほど言った8世帯、24世帯、この人たちに対してですよ、今後の計画とか、今どうだからどうですよというのを教えてほしいということなんです。

これはあくまで個人的な考えですが、全体としては例えば道路の車線の変更がございす、2車線が4車線にかわりす、トンネルができますというのは全体としての説明が必要だと思ひます。それはそこにいる人たちが、全体に当たるっていうんですが、簡単にいえば、ことだから必要と思ひます。もうほぼ、そういうインフラについては整備が終わっていると私は理解をいたします。

残りは駅周辺のことなんですけども、駅周辺は後でいいとして、一番言いたいのは協力をして移動をしてるの方々。先ほどのあれでは何か事務所に来てくださってというふうに言われてましたけども、いわゆる、みんな敷居が高いんですよ、行きたがらない。特に年とっている人たちは、自分一人行ってもわからないとか、行きづらかとか、そういう形があるんですね。そういう形で、じゃあ説明会をしますよというふうに案内をすれば、例えば自分が行けんやったら自分の子供を連れていくとか、孫はそれ……孫ば連れていくとかできるんですね。そこら辺を、こちらからあえて出ていくサービス精神っていうか、その辺ができないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(道端和彦君)

課 長

もちろん個人個人に対しては説明等をしていってるわけがございすけど

も、やはり長期にわたっているということもあります。そして、こういう地権者のことを考えれば、ある一定のめどごとに、また必要に応じたこれからの進め方、進捗状況がどのようになるか、そういうことを含めて、手紙なり文書を添えてと、そしてまた事務所においでくださいと言ったりとか、そういう機会を設けながら、やっぱり丁寧な対応をしていかなければいけないというふうに考えております。そしてまた、こういうことの方法につきましては、事業者のほうともまた話を再度確認をし合いたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
ぜひよろしく願いいたします。
じゃあ、次にいきます。

放課後児童クラブの分割の件なんですけども、これは6月に、私を含めて3人の同僚議員が質問いたしました。何でこれを6月にしたかっていったら、夏休み前だからしたんです。夏休みに児童クラブっていうのは朝から夕方ぐらいいまわっているわけです、学校がないからですね。本来ならば夏休み前に解決していただきたかったんですが、依然としてそのままのような状況でございます。動かれてはいたんだろうと思えますけども、結果としてそのままですね。ほかのクラブを町内全体にわたって分割をしるとか、そういう形じゃなくて、まさにそのまるたんぼクラブだけの話なんです。それが何でできなかったのかなと思います。

まず、面積が足らなかったとか、例えば空き店舗の一番街に持って来るのに1人当たりの面積が足らなかったということなんですけども、これは何か法的に面積の規定がございますか、そこを教えてください。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

放課後児童クラブの保育面積につきましては、長崎県の場合、県のほうが厚労省のガイドラインに基づいて1人当たり1.65平米ということで、ガイドラインのほうで示しております。新設といいますか、分割の、新しくクラブをつくる場合は、その基準に沿った形でつくるようにという県のほうの指導がありますので、そういった意味での必要面積等が満たす物件がなかったという答弁していただいた。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

じゃあ、分割したら何人が今のところから移ればいいんですか、対象人数というのは。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 新しいクラブ室の面積にもよるとは思いますけども、私、所管で考えてるのは、今100数名が一応登録児童数ですので、約半分、50数名、できれば半分ぐらいで確保できるクラブ室をと考えています。

議長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 50名にして80平米、3.3、30要らんですね、20数坪ですよ。20数坪がなかったんですか、探すところが。本当に真剣に探されましたか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 なるべく前、6月の議会のときもお答えしたと思いますけども、保護者のほうからも一応学校を中心にとということで意見が多かったので、学校中心にだんだん距離を広げていくというか、そういった形で随時検討しておりました。

議長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 何か学校中心に、学校中心に、わかるんですけど、今の前向きの姿勢があまり感じられないんですね。それと、当初の答弁にありましたように、情報があれば探したいと思いますとか。情報があればじゃなくて、こちらからみずから出かけていって探すのがまず初めじゃないかなと思います。この受け身の姿勢ですね、この言葉自体でも、情報があればとか。それは、じゃあ誰か探して持ってきて、極端に言えば誰か場所ば探して持ってきてくださいってということじゃないですか、情報があればということは。みずから出ていって探そうっていう意思がここの答弁の中ではちょっと見えないんですけども、その辺はどうお感じになりますか。

議長 (山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
 ただいま課長が申しましたように、議会後、いろいろ……見させていただきました。ただ、今言われましたように、要望が学校の近所ということと、まずは私どもとしては公共施設ですね、そういう分で、そういう建てる要素とかつくれる要素がないかということをもまず重点的に研究させていただいております。

前回の答弁でも申しましたけれども、ニーズ調査を今、実施しようということで考えております。それも含めまして検討を今後していかなきゃいけないんですけども、余りにも、何ですかね、そういうことをやっていきたいということで時期を早めて、失敗したらいけないということもありますので、十分な検討をしてやっていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
ニーズ調査は26年かな、25年かな、どう。それまで、私が言ったのは、6月言ったのは夏休みのことを言ったんですよ、来年のニーズ調査のことじゃないんですよ。今すぐのことを、今度また冬休みも来ます、そのことを言ってる。それまでにできないんですかっていう形で言ったんですね。ニーズ調査はニーズ調査と、これはもう1年も2年も先の話だと思っただけなんですけども、その辺についての取り組みですね、近々を要するっていうんですけども、まずそこ、まるたんぼクラブ行かれましたか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
何回もというわけじゃありませんけども、私もクラブまでは行っておりません。夏休み期間中も行って、確かに多いのは理解しているつもりでございます。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
あっ、行ってくれたんですね。ありがとうございます。やっぱり行かれたら、子供たちが、劣悪とは言いません、すし詰めの状態がわかると思います。狭いところにたくさんいて、かわいそうだなって思われませんでしたか。まずそこをお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
すし詰めといいますか、大変多くて、クラブ室内を歩くのも確かに大変だという、子供たちが走り回るといいますか、動くのにも制限がかかるような状態であるのは重々認めております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
そのとおりですね。確かに子供たちがたくさんいて、本当は元気な子供たちですから、走って回りたいと思うんです。走れない状況だと思うんですね、元気な子供をああいうところに詰め込んでいたら。
そこで、じゃあそういう状況がわかっていて、公共施設っていうのは、確かに部長が言ったように、公共施設、公共施設ってわかります。じゃあ、もういっちょ、まきのきクラブは公共施設じゃないやないですか、民間施設に行ってるじゃないですか。じゃあ、まきのきは民間に行って、何でもまるたんぼだけ公共に移すんですか。そういう子供たちの生活環境がわかっているなら、もう少し早目にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。生活福祉部長 (田島弘明君)
部 長 確かに状況は、夏休みは特に多かったと聞いております。ですけれども、早く立ち上げたいということも考えるんですけども、そういうことを考えますと、予算的なものありますので、費用がまず少ないところといたらやっぱり公共施設が一番ということで、そういうことで、予算がないものですから、そういうところを先に探そうということで考えてたんですけども、それがなかなかなかったということで御迷惑をおかけしておりますけども、今後また所管と一緒に、そういう方向から検討していかせて、早目に分割できるようには検討したいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。10番 (西岡克之議員)
押し込むようで悪いんですが、町長、子育て支援というのは、何も保育園の待機児童をなくすだけじゃないと思います。もう重々御承知と思います。こういうお母さんたちが共稼ぎで行く、誰も見てくれる人がいない、じゃあ学童にとって、そういう補完する施設なんですね、共稼ぎを。特に不景気だったらもう仕事をやめるわけにはいかない、そういうところでこういう学童のクラブがあるわけですよ。長与町が暮らしやすいとか住みやすいとかいうことだったら、こういうのも大いに考えていただきたいと思います。やはりちょっと目が行きにくい実情だと思うんですね、ここは。
町長、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。よかったですら御答弁をいただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
町長。町 長 (吉田慎一君)
今、議員おっしゃるように、私もこれを見させていただいておりますけれども、やはり大変多うございます。何とかせんといかんというふうに思っております。またほかのところも長与はたくさんあるんですね、ほかにまだ改良せんといかんところはですね。それも含めて今、検討しております。特にこのまるたんぼにつきますてのお話ですので、その分につきますては、所管と本当に協議をしまして、冬休みなら冬休みに間に合うような形であれば間に合うような形で探させていきたいと思っておりますので、そんな形で御理解いただければと思っております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。10番 (西岡克之議員)
もう町長に聞いて安心いたしました。
教育的配慮から、教育長はどういうふうにお考えですか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。教育長（黒田義和君）

学校の近所がいいからということで、学校とって振られても、確かにまるたんぼクラブからは以前にも、旧長与小学校跡地の一部でいいからという御相談はございました。しかし、これまでも答弁しましたように、あそこはグラウンドとして使う関係で、どうしてもやっぱり小売して使うということではできないんですよということで理解いただいております。

だからとって、国は空き教室の活用も一つの視野に入れているんですが、御案内のとおり町内には、近未来的に見ても、どんどんどんどん空き教室ができるっていう学校はございません。ただ唯一、洗切小学校が10年ほど前から、一つの教室だけをそういうことで開放しているというのが実情でございます。

したがって、やっぱり今、町長がおっしゃったように子育て支援という視点から、もっと学校に、あんまり学校って言わんで長与町というふうに言うていただいて、早急に何とかならんものかなという思いは議員さんと同じでございます。

議長（山口経正議員）

西岡議員。

10番（西岡克之議員）

思いの部分では町長の思いも聞けましたし、実務的なことでは教育長からも御答弁いただきましたので、ぜひスピード感を持って所管のほうを取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、民間委託っていうことも考えられないこともないんです。現状、市内のほうでは、市内だけじゃなくて他地域では民間で学童をやっている方がいらっしゃいます。例えば老人関係の施設をしながら、どこだったかな、あそこは。ウキだったかな、どこだったかな、は学童をしてるところもありますし、町内の保育園のあるところですね、の法人も市内で学童をしています。そういうところもあるんですよ。

まるたんぼクラブの近所には保育園はあります。そこも、私、園長とお話に行きました。そしたら、十分受け入れの可能性はあるんですよ。だけん、民間の力を活用するという意味でも、何も公が全部公でもってやらんでもいいわけです。民間にやれない部分は委託していいわけですから、そういうところも選択肢としてちゃんと当たっていただきたいと。条件さえきちんと出して、任せられる部分やったら、そこでも任せていいんじゃないですかね。

最後に部長、そこら辺はどがん考えますか。

議長（山口経正議員）

生活福祉部長。

生活福祉部長（田島弘明君）

確かに方法としてはそういう方法もございます、社会福祉協議会がやるとか、いろんな事例がございます。ただ、先ほども言いましたように、やはり長与町としては、私たち公共のほうにそういうお世話をさせていただき

たいという観点から、今進んでおります。

今後は、今、議員さんがおっしゃったようなことも研究の一つの材料にし
ながら検討していきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね、今、きょう聞いて、きょうすぐとかいう形ではなかなか、そ
れなりのプロセスが要ると思うんで、難しいと思いますけども、ぜひそれ選
択肢の中に入れていただいて、そこも含めて広く考えてもいいと思うし、な
るべくなら、もう冬休み前に片づけていただきたいというふうに思います。
スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時27分～10時45分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順、12、安部 都議員の 生活保護費制度の改正に伴う影響につい
て、 障害者施策にかかわる助成についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

皆様、おはようございます。

それでは、題目、本日は2問用意しております。まず、 生活保護費制度
の改正に伴う影響についてお伺いいたします。

平成25年8月より、生活保護費の生活扶助の基準額が引き下げられまし
た。本年の予算で1.5%、総額150億円の削減となり、全国で生活保護
を受給している約158万世帯、約215万人の96%で支給額が減ること
になります。さらに、来年、再来年と段階的に引き下げられ、最終的に7.
3%、約740億円の削減となります。

生活保護は憲法の生存権の理念に基づき、最低限度の生活を保障し、自立
を援助する制度であります。しかし、今回の改正は、弱者の生活に直撃的負
担をかせ、憲法に逆行しているとしか言いようがありません。

以上のことを踏まえ、下記の点をお伺いいたします。

(1) 現在、本町の生活保護費対象世帯数と人数をお伺いいたします。

(2) 今回の改正についての町の影響と見解をお伺いいたします。

(3) 生活保護費受給者の改正に伴う影響と、苦情等の相談があったのか
をお伺いいたします。

(4) 生活保護の申請後の調査においては、誰が行っているのかお伺い
いたします。

(5) 本町での不正受給者など、今までにあったことがあるのかお伺い
いたします。

障害者施策にかかわる助成についてお伺いいたします。

昨年6月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が成立し、新たに難病と精神障害者等が障害者の範囲に加えられました。そのところについて、また、関連事項についてもお伺いいたします。

(1) 現行の交通費助成、障害者福祉タクシー助成事業についてお伺いいたします。

(2) 4月より難病者と精神の患者等が加わりましたが、現在の取り組み状況をお伺いいたします。

(3) 難病者の支援区分はどのような仕組みとなり、誰が支援区分調査を行っているのかお伺いいたします。

(4) 精神障害・知的障害者に対する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人の人材育成・活用を図るための研修を行わなければなりません、どのように周知し、計画をしていくのかお伺いいたします。

以上、答弁をよろしくお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の生活保護制度の改正に伴う影響についての1点目、世帯数と人数についてでございますが、議員御承知のとおり、生活保護業務につきましては、長崎県知事が実施機関となっております。担当は長崎県西彼福祉事務所が長与町を所管しております。西彼福祉事務所の統計によりますと、平成25年4月の受給世帯数は185世帯で、受給者数は329名でございます。

2点目の今回の改正についての町の影響と見解につきましては、生活扶助基準を参照する事業はありますが、今後の影響等については、それぞれの制度における見直しの内容が、現在のところわかっておりませんので、現時点では申し上げることができかねます。町としましては、生活に困窮される住民の方が安心して相談できる窓口環境に引き続き努めてまいりたいと考えております。

3点目の生活保護費受給者の改正に伴う影響と苦情等の相談の有無についてでございますけれども、先般も申し上げましたけれども、33歳の夫と29歳の妻と4歳の子の世帯で生活扶助費の試算をいたしますと、本年8月からは月額3,230円の減額になるようでございます。また、苦情等の相談につきましては、報告を受けておりませんので、この件についての相談は亡かったのではないかと考えております。

4点目でございます、生活保護申請後の調査は誰が行っているのかということでございますけれども、所管しております長崎県西彼福祉事務所の担当ケースワーカーが申請者の自宅を訪問し、実施をしております。

5点目でございますけれども、本町で不正受給者などは今までにあったの

かというお尋ねでございますけれども、所管いたします長崎県西彼福祉事務所から報告があっておりません。したがって、不正受給は発生していないものと考えておるところでございます。

2番目の1点目の障害者福祉タクシー助成事業につきまして、この助成事業の対象者は、町内に住所を有し、在宅の方で、療育手帳を所持の方、身体障害者手帳の肢体不自由1級から2級の交付を受けている方で車椅子を常用されている方、身体障害者手帳の視覚障害1級を交付され、前年の所得税が非課税世帯に属する方、精神障害者保健福祉手帳1級から2級の交付を受けた方のいずれかに該当される方が対象となります。対象者1人当たり500円券を12枚交付しております。平成24年度実績といたしまして、202名の方へ交付をいたしております。

そのほかの交通費助成事業といたしましては、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象に、自立訓練等で作業所等への通所時に交通機関を利用する場合の交通費の助成を行っております。平成24年度の実績といたしましては32名の方へ助成をしておるところでございます。

なお、これらの交通費助成は、その年度において、両方の助成事業が該当される方につきましては、いずれか一つを選択をしていただくということになっております。

2点目、難病患者と精神の患者等の現在の状況でございますが、これまで窓口等にて御相談された際、その方に応じた障害福祉サービス等について説明し、主治医と相談の上、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳の取得をお勧めして、障害福祉サービスを提供しておりました。

また、難病等の方につきましては、障害福祉サービスに該当しない場合でも、県の補助事業であります難病患者等居宅生活支援事業を実施し、ホームヘルプサービス・日常生活用具の給付を行い対応をしておりました。そのため、4月以降、数件のお問い合わせがあったのでありますけれども、新規の方は現在はいらっしゃっていないというところでございます。

3点目の難病患者の支援区分の仕組みとその調査につきましては、障害者総合支援法に基づく障害支援区分は、平成26年4月1日施行で、障害支援区分はその障害の特性により配慮されたものになるようでございます。

仕組みにつきましては、サービス利用を希望される方が福祉課へ申請をされ、その申請に基づき、障害程度区分認定調査委員研修を修了をしました福祉課職員・認定調査員が御本人の状況を確認しながら認定調査を行い、その結果をもとに認定審査会において審査され、障害程度区分が決定をされる状況でございます。

なお、審査会は、委員10名で構成をされております。内訳としましては、医師が2名、社会福祉士1名、ケースワーカー1名、精神保健福祉士2名、理学療法士1名、作業療法士1名、保健師1名、看護師1名となっており、2合議体で審査を行っておりますところでございます。

4点目の市民後見人の人材育成・活用を図るための研修についてでございますけれども、法人後見実施団体を支援するため、成年後見制度法人後見支

援事業が本年度から地域生活支援事業の必須事業となっております。この事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とし、実施されるものでございます。

現在、長与町内には事業対象となる法人後見実施団体等はありませんが、今後、事業のあり方についての検討を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、成年後見制度の周知等につきましても、今後ともリーフレット及び町広報誌などで行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。

今回の生活保護費制度の改正なんですけれども、先ほど言われましたように185世帯の329人がその保護世帯となっているということで、この制度は国とそれから長崎県の制度が管轄していて、そしてまたこの本町におきましては、県の西彼福祉事務所、茂里町にありますね、そこが管轄をされてるということなんです、現在、国の税収が40兆円で、そして生活保護費を全国で受けてる方の生活保護費の総額が約3兆円ということなんです。

そして、今回の減額改正っていうのは、生活保護者にとって生きるための基盤というものの食費や光熱費などのそういうものを引き下げられまして、子育て世代の一番多い世帯ですね、が影響があるということなんですけれども、先ほど町長が言われましたように、両親と1人の子供で一応3,230円ぐらいで、また両親と子供2人の4人世帯では月額、都市部では7,000円、町では5,000円レベルが減額されると。また、2年後の15年にわたっては、都市部では2万円、そして長与町では1万5,000円ぐらいの減額となるということなんです、これは非常に生活保護者にとっては、この今回の改正は、子育て世代の利用者にとって非常に苦しいものとなっていると思うんですね。

そこで、生活保護者の現在今、受けていらっしゃる利用者の声がありました。それで、82歳の女性の方なんですけれども、この方が言われるには、週に2回のデイサービスと配食サービスを行っているということです。夕食はその配食のお弁当と、その翌朝の朝食と、その配食サービス2回にわたって食べているということですね。そして、老齢加算がなくなって、親戚や友人、近所とのつき合いも、病気を理由に制限せざるを得なくなったということです。今度の切り下げによりまして、私と同じようにつき合いが途絶えたり、少なくなって孤立死などがふえなければいいなということをおっしゃってます。

それから、3人の子供を持つ40代の女性の方なんですけれども、この方が子供のころに親が生活保護を利用していましたと。それで、小学生のころ

に友達が人形やゲームで遊んでいて、もう自分も欲しいと親にせがみましたら、親に買ってもらえずに、非常に惨めな思いをしたということを書いてました。そして、この40代の女性がまた夫婦とも病気で働けなくなって、現在利用しているわけなんですけども、子供には栄養のあるものを食べさせていきたいと。しかし、自分たちは、その当時、残り物を、1日2回だけ食事をしているということでした。親戚や友人からの慶弔の連絡は、病気などを理由にして断っていますと。近所とのつき合いもしないようにしていますというお答えがありました。

これにつきまして、町長、見解をお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私どもの力の及ばない国というところで決まっていくというようなことだと思います。我々としてもできるだけ支援という形になるかと思うんですけども、特に生活保護を受けている方々の若い方々、まだ働ける方々に対する職場を提供するとか、そういった形での取り組みというのも大事なんじゃないだろうかというふうにも考えております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね、一番生活保護者にとっては、そのようなサービスというのは、心温まるサービスというのは重要でありまして、就職の支援なども大切なものかと思えます。

そして、お金の切れ目は縁の切れ目と昔の方はよくおっしゃいましたが、まさにやっぱり生活に困窮している方たちは、近所とのつき合い、親戚とのつき合いを制限しなければならないと。子供たちもやはり我慢をしなければならないというところがあります。そしてまた、人と人とのつき合いがどんどんと遠のいていくと。そして、縁もつながりも本当に薄くなっていくという現状でありまして、貧困が招く、または負の連鎖反応というものが起きてくると思うんですね。

そこで、現在の改正に当たりまして、この基準額の引き下げにつきまして、本町または福祉事務所からの教示というものは行ったんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

町として直接はしておりませんが、事務所のほうが、毎月ケースワーカーさん等がそれぞれの受給者の方と面談等しますので、その際とかに含めてお知らせはといたしますか、説明はしております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

ケースワーカーさんたちが本人にされてるということですか。

今回の法の改正の引き下げですよね。それに当たっては、やはり全面的に何らかの教示をしていかなければ、本人世帯のところに書面にて表示をする必要があるのではないかなというふうに、あってるはずなんですけど、それについてはないんですか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

県のほうが実施しますので、申しわけありませんが、町のほうとしてはそこまでは把握しておりません。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

了解いたしました。

今回は生活保護の減額に当たって苦情等などが、相談など報告を受けていないということなんですけども、実際、窓口といたしまして、そのような相談などはもう1件もなかったんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

福祉課の窓口にはそういった、この件に関しての苦情相談はありません。所管する福祉事務所のほうに問い合わせた際も、8月の振り込み後に手当額が下がったことについての問い合わせ等はありませんでしたが、そういった今回の改正についての苦情その他、相談は事務所のほうでも受けてないということでした。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

了解いたしました。

この件につきましては、現在、市民団体は行政不服審査法の46条の1項に基づきまして、1万人規模の審査請求を処分庁のほうで行うような予定をしているということなんです。結果によりましては、集団訴訟になっていく見通しであるということが新聞のほうに載ってましたけれども、そういった情報につきましては、本町では捉えているんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

町のほうとしましては、所管しておりませんのでわかりません。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

こういうことが全体的に、生活保護者が集団で行うというようなことがありますので、そういったところもちょっとアンテナを張っていただきまして、慎重にいろんな、これからそういった問い合わせもあるかもしれませんので、ちょっとアンテナを張っていただければなというふうに思います。

窓口申請に当たりまして、現在はケースワーカーさんが申請者のところに自宅に行って、訪問して調査を行って、いろいろな形で行っている、県の西彼福祉事務所ですかね、行っているということなんですが、町が受け付けをいたしまして、西彼福祉事務所さんが生活状況やそれから資産調査を行って、申請者に原則14日以内に書面にて通知をしなければならないというふうになっていますけれども、本町としては窓口といたしましては、そのような世帯の収入、資産等の調査に対するチェックなどは簡単に、一応目は通しているんじゃないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

チェックはいたしておりません。申請書を町のほうがお預かりして県のほうへ進達しますので、その書類がなるべく不備がないかといいますか、記載漏れとかがないかっていうのはある程度見ますけども、内容についてはチェックしておりません。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

じゃあ、チェックはしてないと、内容についての不備だけを一応見て、福祉事務所のほうで送ってるということなんですね。

これはどうしてかということ、今までにやっぱり全国的にもいろいろ問題が先日もありました、不正受給の問題があるわけなんですね。これで、国も、この不正受給に対しまして、生活保護法の改正と生活困窮者向けの自立支援法の改正をさきの通常国会で出しまして廃案となり、ことしの秋の臨時国会に改めて成立を見通すということなんですからけれども、この不正受給につきましては、本町では暴力団などの関与というのはあったりしたんでしょうか。そういったことを聞いたことありますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

安部議員に申し上げます。事前に申し上げておりましたとおり、町の執行権の及ぶ範囲での質問でありますので、今の質問は範囲を超えているというふうに判断いたします。

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

了解いたしました。

そしたら、申請のときにそういった関係、あっ、関係者じゃないけれども、制度の不備のチェックだけを行って、そのままもう上げるということで、本町としてはそういったことは関与してない、全く関与してないということな

議 長 　　(山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉
 部 長 　　(田島弘明君)
 町の窓口は、相談窓口としてその対象者、来られた方の生活状況をまず細かくお尋ねします。その中で、生活保護が必要だということであれば申請書を書いていただくということですので、事前に十分相手方の相談に応じて、生活保護が必要か、またはいろんな無利子の、何ですかね、借用が社会福祉協議会とかできますので、それを利用するのがいいのか判断をして、最終的に生活保護がいいということであれば申請書を書いていただくような形で、十分本人さんたちとお話をさせていただいております。

議 長 　　(山口経正議員)
 安部議員。

2 番 　　(安部 都議員)
 事前に行って、そのコミュニケーションを図っているということで、了解しました。
 生活保護と受けている方たちの一つの問題としまして、家庭の子供たちの貧困問題があるんですね。日本の貧困は16%、そして子供たちの貧困は15.7%という、先進国でも非常に高い状況なんです。そして、世界的にも非常に問題視されておるんですけども、所得の低い家庭の子供たちはやはり富裕層の方たちに比べまして、入院する割合が1.3倍も高いということなんです。それは、所得による健康の格差があるということがわかりまして、栄養のバランスや住環境の悪さなどから、生活に追われて子供の体調の変化に気づくことができない親御さんが、医師に見てもらおう時間的な余裕がないということで、原因として上げられておりました。
 それに対しまして、親に対する本町での教育相談ですね、養育相談など。例えば、子供たちに対しまして学習支援とか健全育成支援事業というようなものを立ち上げまして、貧困連鎖の防止に取り組む必要があると思いますが、そのような取り組みのお考えはないでしょうか。

議 長 　　(山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉
 部 長 　　(田島弘明君)
 私たちの所管のほうでは、まず妊娠時からいろんな母子さんの御相談をさせていただいております。その中で、虐待じゃないですけども、そういうお子様との生活の中でトラブルが発生しているんじゃないかとか、そういうのを本人さんたちと話しながら、相談を受けたりしながら、まずは事前にそういうことがないように、食事とかなんかにしても十分、そういう健診のときがありますので、そういう中でお子さんの体重を見ながら、医師を保健師とが相談するような形で、十分そういうふうな指導をさせていただいております。
 先ほどの、今後そういうことなんでしょうけども、そういう健診等を含め

議 長 できないかどうか、十分検討はまたさせていただきたいと思います。
 （山口経正議員）
 安部議員。

2 番 （安部 都議員）
 よろしく願いいたします。
 学校関係と教育委員会とのやっぱり連携というのも非常に配慮する必要が
 あると思うんですけども、教育委員会といたしましては、この子供たちに
 対するケアというのはどのようになさっているのでしょうか。

議 長 （山口経正議員）
 教育長。

教 育 長 （黒田義和君）
 私も、所得による、あるいは貧困による教育格差の是正には努めてまいら
 なければならないというふうには考えております。したがって、現状で
 は、こういう経済的な支援としましては、要保護、準要保護の家庭におきま
 しては、給食費とか学用品とか修学旅行費とかこういうものについては、準
 要保護につきましては町単独の持ち出しにはなりませんけども、できる範囲の
 ことでは経済的な支援は行っているところでございます。

議 長 （山口経正議員）
 安部議員。

2 番 （安部 都議員）
 これからこの減額に当たりまして、そういった基準といたします生活保護
 の対象の周りの関係するものも、だんだんとやっぱり減額される、影響があ
 ると思うんですよね。そういったところを、やはり本町といたしましては気
 をつけて養護していただきたいなというふうに思います。
 これに当たりましては、取り組みといたしまして、現在全国からの脚光を
 浴びています自治体があります。北海道の釧路市の自立支援プログラムの取
 り組みがありますけれども、これは現在の生活保護の行政の常識を覆すもの
 であります。
 これは、目的といたしましては、生活保護受給者の自立のエンパワーメン
 トの視点で、地域資源とともに支援をするという目的であります。内容につ
 きましては、就労支援プログラムが地域のNPO団体と各事業社とも協力し
 て、有償、無償、そのほかボランティア活動を通しまして、居場所づくりに
 励んでいると。そしてまた新たな就業の場を発掘いたしまして、つながり、
 再就職の道が開けるように、自立の生活を営めるプログラムとなっていると
 いうことを行っているんですね。
 また、子供支援といたしまして、高校進学希望者学習プログラムというの
 がございます。これは中学の3年生を対象にいたしまして、高校進学に向け
 た学習支援をNPOと協力してやってるんです。これは希望する高校へ子供
 たちが行けないというのではなくて、やっぱり希望する高校へ進学するた
 めには、中途退学者もなくしたり、そういった貧困の連鎖防止をつなげる取
 り組みを行っているんですが、これに参加しているのはNPO職員、大学生、

高校生、ケースワーカー、生活保護受給者が取り組んでいます。

ここで子供たちが育ちまして、このプログラムで、そして高校生となった子供たちが、翌年度からはその勉強会に参加をいたしまして、今度、支援される側から支援する側に回るという循環型スタイルを、新しいスタイルを行っています。そしてその子供たちも、また地域の子供たちを支えているすばらしい取り組みであるんですけども、本町でもこのような取り組みってこういうことを行う計画はございませんでしょうか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

今、議員がおっしゃってるような、ちょっと釧路市の事例は私ども把握してなかったんですけども、NPOさんがやっっているということで、市の場合は、市自体が生活保護の業務を行ってますのでやりやすいということになると思います。町のほうも、そういう事業者が出て、やりたいということであれば、何らかの応援はさせていただきたいと思います。

また、就業活動につきましても、長崎市、時津、長与3つで、いろんな形で案内をして、今から先、就業ができるような勉強会とかもやらせていただいておりますので、今後もそういうことを十分やっていきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

そのような勉強会とか相談体制ですね、そういったものは1年に何回ぐらい行っているのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

私どもの所管じゃございませんので、長崎市と時津と長与町でそういう組織を長崎市が主体になってつくってらっしゃいますけども、数的には結構やってらっしゃいます。種類も何種類も業種によってやってらして、一つの業務で約5回から10回とか、そういう形でやってらっしゃると思います。そして、自分で、何ですか、手に職を持って就職活動をしていくという活動とか、業者さんを集めて、就職、こういう人たちがいらっしゃいますよという形で案内するとか、そういう事業だと思えます。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

この制度につきましては、国が行っているセーフティーネット支援対策等事業費補助金ですね、などを利用して行われているんですね。本町でも、このような委託費などを活用いたしまして、何らかの対策っていうものをこれからちょっと行っていただければというふうに思えます。

そしてまた、あと本町のホームページを見たところに、生活保護費の欄が

たった3行しかなかったんですね。そして、情報がなかなかその中で得られることができなかつたんですが、ほかの自治体では住民に開かれた行政情報というのを提供しておりますが、例えば法律や制度の見直しがあったときには、やはりそういった制度の概要についてとか、生活扶助の基準の見直しについてとか、本町は県がしているということでされてないのかなというふうには思いますが、でも、ホームページでも、そういった制度の見直しがありますよというようなお知らせというものを情報提供を行うことはできないんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
確かにうちのホームページでは説明が不十分だったと思うんですけども、やはり県の事業ということで、県とリンクはさせていただいていると思います。県からの情報が入ってきてからのことですので、情報がおくれるということで、県のほうのリンクを利用させていただくような形でとってるものと思っておりますけども、今後は県ともお話をさせていただいて、そういう情報が早目に入るようであれば、また検討していきたいと考えます。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
そのホームページの中に、例えば県のリンクというものを張ることはできるんですよ、詳細につきましてはこちらをどうぞみたいな形で。そういった、中をきめ細やかに、住民に情報の提供がなされるような形で一応検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、障害者施策にかかわる助成についてお伺いいたします。

現行、交通費助成につきましては、単価500円のチケットが12枚支給をされております。現在202名に交付されているということなんですけれども、昨年度のチケットの配布の配布対象が202名なんですけど、障害者別にわかりましたらお知らせください。

そしてまた、申請後の実態の配布数、実質の利用者数はどれくらいあったでしょうか。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
障害者別は、済みません、資料を持ち合わせておりませんが、タクシー券の利用につきましては、実績としては202名に交付して、約52%程度でしたか、が実際に利用されております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
全体の対象者は、じゃあどのくらいいらっしゃいますか。

議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩 11時25分～11時26分)

議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
申しわけありません、資料をちょっと持ち合わせません。後ほど報告させていただきます。申しわけありません。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
資料がないということで、そうですね、52%のじゃあ交付ってということで、約半数しか交付されてないということなんですね、利用がですね。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
申請が202名あって、発行した中で52%利用されたということです。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
発行した中で52%が利用されたということですね。
例といたしまして、長崎市のほうを調べました。この辺につきましては、ガソリン券が500円の10枚なんですね、そしてタクシー券が100円券が50枚、それから、バス、電車、スマートカードですね、そして電車、船舶券などが自由に障害者が選択できるように長崎市の制度はなっています。例えば、24年の4月の1日時点におきまして、はがきを送付した数が2万5,600件、そして引きかえた方が2万3,722件なんですね。それで、タクシー券をかえた方が8,193件、ガソリン券が6,304件の利用があるわけなんです。それで、そのほかはそれぞれスマートカードとか船舶のチケットなんですけども、タクシー券とガソリン券などはほぼもう同じぐらいに皆さん活用しているんですけども、本町では全くそのような選択の余地がないということなんです、利用者が現行のタクシー券、またはガソリン券とかスマートカードなどと選択ができるような制度に改正することはお考えはないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
長与町では単独で見舞金等を、近隣自治体にはないものを独自に実施しておる反面がありますので、そういった事例、今後、近隣また含め研究させていただきたいと思います。

- 議 長 (山口経正議員)
安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)
やはり障害者は移動の必須の手段といたしまして、もう車かタクシーとかいうふうにはしかできないわけなんですよ。毎日の移動、通勤ですね、移動には、もう本当にタクシーなんかは費用がかさみすぎて、利用ができない状況なんです。それで、やはり障害者の方たちからもかなり要望が、これについてはあるんですね。だから、タクシー券をガソリン券にかえるというのは予算的に全く影響はないんです。だから、利用者の利便性も高いですし、有効的でありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、もう一度、どうでしょうか。
- 議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。
- 生活福祉 (田島弘明君)
部 長 今、議員さんがおっしゃったような方法も考えられるということで、課長のほうから研究するということでお話をさせていただきました。業者さんも含めての検討になりますので、その付近は前向きに話をさせていただきたいと思います。なられるかどうかは業者さん次第になると思いますけども、検討はさせていただきます。
- 議 長 (山口経正議員)
安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)
ぜひ検討をしていただきまして、実施されることをお願いいたします。
それでは、難病者のほうに移らせていただきます。
現在、難病の130特定疾病のうちの56特定疾患が国の対象基準といたしました医療費の助成を行っておりますが、その一部の制度を市町村に移行したという形になるんですけども、これから難病者、精神障害者の1級の対象者の方たちがいらっしゃいますが、現在、対象となる方たちは何人ぐらいいいらっしゃるのでしょうか。
- 議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩11時 分～11時 分)
- 議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
福祉課長。
- 福祉課長 (西平隆邦君)
申しわけありません、これもあわせて、先ほどの分と後ほど報告させていただきます。
- 議 長 (山口経正議員)
安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)

じゃあ後ほどということで、了解いたしました。
 じゃあ、予算的には全く把握は、どのくらい今回要るのかということは見込んでないということなんですかね。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 町長が答弁しましたように、難病患者等につきましても、今までなるべく手帳の所持を相談の中で進めてまいりまして、何らかの障害福祉の給付サービスを受けられるような方向に持っていきましたので、現在含めたところの給付見込みの予算で対応できると考えております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。

2番 (安部 都議員)
 じゃあ、現在見込みの予算というのはどれくらいなんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 申しわけありません、予算書をちょっと用意してませんでしたけど、現計予算で対応できるものと考えております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。

2番 (安部 都議員)
 詳細につきましては、後にまたお知らせください。
 認定審査会がこの調査を行うということを先ほど言われましたけども、10名ですね。この認定審査会というのは、現在長与町が発足しているんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 認定審査会は月に1回、長与町で実施しております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。

2番 (安部 都議員)
 じゃあ、月に1回ということでしたけれども、これは普通の障害者、高齢者居宅介護の調査員の一緒に重複されるということなんですかね。また、この新たな制度に伴って人数の増員というのはあったんでしょうか。済みません、支援区分ですね、ごめんなさい、支援区分に関しまして。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 現在、10名の審査会委員の方をお願いして、月1回実施しております。

その審査会で対応できるものと考えておりますので、増員の考えはございません。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
了解いたしました。

それでは、市民後見制度についてお伺いいたしますが、現在、これまで老人福祉法で成年後見制度というものがございます。これまでに長崎県ではほとんど利用がされていなかったということなんですけれども、今年度から新しく、また障害者支援法のほうで新設されまして、制度が幅広く利用されるようになりました。これにつきましては、団体、市民に成年後見制度を、人材育成を活用して図らなければならないという国の施策でありますので、先ほどの町長の答弁で、団体は現在のところはないというふうにおっしゃられておりましたけれども、団体のみならず、これからNPO法人とか、例えば弁護士、司法書士、福祉専門家なども交えまして、幅広く広報していただき、人材育成を行っていただきたいと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか、町長。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
今、議員が言われたとおりですね、長与には現在ありません。長崎市のほうは、そういった形で司法書士等々におきまして、後見人制度というのはやっております。これは今から、こういったNPOも含めて広まっていくことと思うんですよね。今のところありませんけれども、こういったものが今から、いろんな形で活用されるときが来ましたら、そういったものが広まってくるものと私は考えております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
そうですね、これからも高齢化時代になりまして、本当に独居老人の方たちもふえますし、ひとり住まいの障害者の方たちもたくさんいらっしゃいますので、この成年後見制度というのがこれから幅広くやっぱり活用されていくのではないかなというふうにも思うんですね。

それで、こういった団体とまた個人を交えまして、やっぱり周知して計画していくことが必要ではないかなというふうに思いますけれども、それにはことは全然そういった計画は、例えば説明会とかいうふうなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
現在のところは、まだその部分は見えてません。ただ、後見人制度という

のは、こういったおひとり暮らしの方々とか、いろんな障害があるというふうなことがあった場合の財産の管理とか、あるいはいろんな身内の御相談とか、いろんなものが当然ふえてくるでしょうし、家庭裁判所との手続等々もありませんでしょうから、そういったものが今後やっぱりふえてくることであれば、それなりの対応をしていかななくちゃいけないだろうというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね、現在は、この制度につきましては、家庭裁判所が当事者の保護や支援の事情に応じて保護者を専任いたしております。また、成年後見の申し立てがない方の場合は、市町村が法定後見開始の審判の申し立てを与えられるということになりますけれども、これにつきましては、どこがこれからは担当となりまして、そのような、もしそういった形になりましたときには申し立てを行うということになりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長 そういう事例が発生しましたら、今後所管する部署になると思います。今、高齢者が来た場合は介護保険課のほうで対応しておりますので、年齢に応じてその部署で対応していくと考えています。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

現在は高齢者のほうの後見制度は介護課のほうで所管がされているということですが、これからの障害者福祉のこの成年後見につきましては、福祉部のほうで管轄ということになるんですか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長 主体的には福祉課のほうになると思いますけれども、やはり年齢的に介護というか、高齢者になると介護保険課のほうでも対応できると思います。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

了解いたしました。よろしく願いいたします。

ひとり住まいの高齢者の方や障害者がますます多くなります。成年後見制度の利用も本当に拡大されていくと思いますし、新たな制度も26年度4月からまた導入していきます。窓口も複雑に煩雑化してきますけれども、対応といたしましては格差が生じないように、これからさらなる取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長

(山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時42分～13時00分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、堤理志議員の道州制と長与町の将来について、文化・スポーツ施設の運営のあり方についての質問を同時に許します。

16番、堤理志議員

16番

(堤理志議員)

それでは、早速質問をいたします。

まず、道州制と長与町の将来について。

先の参議院選挙で自民党が議席をふやし、いわゆる与野党のねじれがなくなりました。マスコミなどは、今後数年間は自民党政権が続く可能性があるとの見方を示しています。その参議院選挙で自民党が掲げたマニフェストには、道州制の導入を目指すと言われていました。これにより、今後、道州制の議論が活発化するのではないかと考えます。

長与町も加盟する全国町村会は4月10日、衆参全ての国会議員に宛てて、道州制反対の書簡を配布いたしました。道州制は大都市へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する可能性さえあると警鐘を鳴らしています。

吉田町長は就任以来、住民幸福度の高い町づくりを行うと宣言をいたしております。また、長与町は日本の最西端にある九州長崎県の中に位置し、小規模自治体であります。そこで、町長の政治理念、地理的制約などを踏まえ、道州制と長与町の将来のあり方をどのように捉えているのかをお伺いをいたします。

2点目、文化・スポーツ施設の運営のあり方についてであります。

文化を辞書で引くと、人間の生活様式の全体、人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体、学習によって伝習されるとともに、相互の交流によって発展してきたとあります。自分流の解釈では、原始時代は衣食住と生存することで精いっぱいであった人類が、進化、発展する過程で、生産手段や生活手段、こうしたものを高度に発展させ伝承してきたものと理解をいたしております。スポーツも狩猟や格闘がもとになったものが多く、文化の進展と類似した発達、発展を遂げてきたものではないかと思えます。いずれも動物とは根本的に違う人間らしさが文化、スポーツであると認識をいたしております。

前置きが長くなりましたが、文化やスポーツの本質は人間性の発揚であり、効率化や費用対効果など、産業学革命後の商業主義に由来する尺度とは違う発展の仕方をしてきた歴史があります。町の教育委員会、行政当局においても、基本的には住民が文化やスポーツなど、健康で文化的な生活を享受できることを目的として、文化・スポーツ施設を運営してきたものと認識をいたしております。

行政においては近年、行政改革や費用対効果など、企業の利潤追求型の手法を取り入れた運営がなされています。住民の税金を有効に使うという意味においては、効率的な運営を行うことは理解できますが、そこには住民の幸福が目的であるということを忘れてはならないと考えます。地方自治体は、主権者たる住民から預かった大切な税金で住民の暮らしと地域を支え、そして健康で文化的な生活を営むために住民から託された公共団体です。そこが入場料収入で企業体を存続させ、利潤を追求する企業と根本的に違うところがあります。こうした精神は、一つの例でありますけれども、図書館の無料原則に顕著にあらわれていると考えております。

そこで2点、質問をいたします。町の文化政策と施設運営のあり方を伺います。

2点目、上長与公民館の浴場施設は、地域住民の交流と憩いの場として利用されています。浴室から上がった後に、一汗かきますが、それを覚まし、団らんの場として畳の部屋、これは研修室でありますけれども、ここが長年利用されてきました。この研修室が最近、休憩所として利用することを禁止になるなど、規制が厳しくなった、このような声が住民の間で立っております。どのような理由から、こうした利用を厳格化したのかお伺いをいたします。

また、住民のこうした不満を解消する手だてを検討する考えはないものか質問をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、堤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

2番目の文化・スポーツ施設の運営のあり方につきましては、所管をいたしております教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

私のほうから、1番目の御質問についてお答えをいたします。道州制と長与町の将来についての御質問でございますけれども、道州制に対する考えにつきましては、一昨日申し上げましたとおり、町村会に属する首長として、町村会の総意を尊重するものでございます。

この道州制の議論は、全国的にまだ、私としては熟しておらず、今後一層、知事会、市長会などを含めて活発な論議をすることが必要であると考えております。

また、長与町の将来についてどうかとお尋ねでございますけれども、現在のところ、全国知事会や指定都市市長会などの一部では積極的に構想についての意見も交わされているようでありますけれども、国が言っております基礎自治体では、国や州とのかかわりについて具体的な形は見えておりませんし、自治体のありようや役割なども定かではなく、十分な論議も交わされておられません。あくまでも目線は住民にとってどうなのかの視点が大事でありまして、この時点で申し上げることはございませんが、私としては、住み

たい、住み続けたい、住んでよかった町、幸福度日本一のまちづくりを目指しておりまして、これらが保証されないことには道州制の導入には進めていけないと考えておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

2点目の文化・スポーツ施設の運営のあり方について回答いたします。

私は、スポーツの振興と文化活動の充実は、町政浮揚の両輪をなすものだと考えますが、1点目の、町の文化政策と施設運営の考え方のほうを先に述べさせていただきますが、一言で文化と申しましても非常に幅の広いものがございます。

私も、議員が解釈されているように、文化とは人類が誕生し、進化、発展する過程で生活を高度に発展させ、伝承してきた有形・無形のものだと理解しております。

ここでは、教育委員会で所管しております芸術・文化という点に絞って申し上げますが、芸術・文化は人間が人間らしく生きるための糧とも言われます。また、人々に喜びや安らぎ、感動をもたらすとともに、他者との連帯感を育み、ともに生きる社会をつくり出すことにもつながるものだと思います。

本町の芸術・文化の振興につきましては、平成9年9月に開館いたしました長与町民文化ホールを拠点施設として、以来、町民の皆さんが舞台に立ち、日ごろの活動の成果を発表する場として毎年多くの方々に御利用いただいております。また、コンサートや演劇などの自主事業、長与三彩を初めとする陶磁器類や書、絵画の常設展示などを通して、町民の皆さんがすぐれた芸術・文化に触れる機会の提供を行っております。

御指摘の入場料ですが、自主事業において、これまでもさまざまな有料公演を実施してまいりました。これらの公演を実施するに当たりましては、多額の経費を要することは御案内のとおりでございます。

入場料金につきましては、施設の規模などを考えても、利益を上げていくということは難しゅうございますが、受益者負担ということもございまして、多くの皆さんにすぐれた芸術・文化に触れていただけるように安い料金設定をしており、今後もこれまで同様、一部負担をいただきながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

今後も町民の皆さんのニーズを把握しながら、いろいろな分野で多くの方に御参加いただけるような企画・運営をやってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問でございますが、上長与地区公民館の浴場施設につきましては、毎年延べ2万5,000人を超える多くの方々の御利用をいただいております。

御指摘の畳の部屋の研修室ですが、入浴後の休憩の場として現在もこれまで同様御利用いただいております。ただ、この部屋につきましては、研修室という名称のとおり、公民館活動の場という面も持ち合わせておりますので、お風呂が休みの水曜日と開館時の夜間におきましては、ほかの会議室と同様

な取り扱いをしているところでございます。

今後は、研修室をより多くの方々に御利用いただくために、畳の部屋の休憩の場としての利用は、浴場の開場時刻に合わせて12時からということをお願いをしているところでございます。もちろん、この畳の部屋の利用がない場合には、これまで同様柔軟な利活用をしてみようと考えているところでございます。どうか、施設の有効利用の面からも、御利用の皆さん方の御理解と御協力をお願いしたいと思っているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは再質問をさせていただきますが、まず、町村会として、この間反対ということでやっておりますけれども、その理由の中で、先日同僚議員の質問への答弁でもありましたし、私も書いてありますとおり、大きくは大都市へさらなる集中するんじゃないか、そして、地域間格差が拡大するんじゃないか、そして、住民自治が埋没していくんじゃないかという、やはり大きくはこのあたりが町村会としては大変心配をされているところじゃないかと、これは決議の中でも恐らく、町村会の決議の中でも上がっていたと思うんですが、そこで、この大きな3つ、それ以外でも構わないんですが、非常に漠然としておるものですから、具体的にこれがどういうふうな影響といたしますか、もう少しわかりやすくかみ砕いて何か事例なりがお示しできれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

実は、私もこの町村会の中におりましてお話をするんですけれども、特別にこの件について話を、会を持ったというところは、実は今のところ私の記憶ではありません。ただ、町村会の町村長さんたちと話をしているときに、特に長崎県の、今町村会の会長をしております方は、全国のいろんな会議に出ておられますので、その中でそういったものが出るということの話を私どもにさせていただくというようなことで間接的に伺っておるわけでございますけれども、しかしながら、今議員がおっしゃるように、例えば市町村合併がありましたけれども、そのときに、例えば合併をしなくては当然一自治体としてはやっていけないというようなところもありますでしょうけれども、結構今回、進められた中では、合併しなかったほうがいいんじゃないかという声も聞くわけですね。それはなぜかといいますと、やはり住民に対するサービスが十分にいてないんじゃないかと、そういった御指摘もありました。したがって、今回の道州制の中におきまして、例えば九州という中で考えますと、どうしても福岡、そして熊本、あるいは政令指定都市でもありますし、このラインですね、縦のラインが強くなるだろうと。そうしますと、やはり長崎とか大分とか、周辺地区は置いていかれるんじゃないだろうかとというよ

うなことも話の中では出ております。そういったこと等々あります。そしてまた、今、国が一番直面している問題というのは、1,000兆円と言われるこれだけの今の負債を抱えているわけですね。そういった国の借金というのをどうしていこうかと、その大きなところで問題になっているのが交付税というようなことであるわけですが、そういったものが、やはり国としてはもうこれ以上耐えられないんじゃないだろうかというようなことも一方ではございます。そういったさまざまな意見の中で、じゃあ、我々こういった市町村、町村につきましてはどうなのかといったときに、道州制の中における自治体、基礎自治体というのは、じゃあ、どういうふうにあるべきかと。国のいろんな作業というのを負わされるというような立場なのかどうか、そして、じゃあ、どんな役割をされるのかといったことも含めまして、十分に、こういった市町村と、国が基礎自治体と言っていますけども、ここと道州制に変わる中で一体どういうような役割、どういったものを担っていくのかというようなこともデザインとして明らかに出てないというようなことがあります、非常に私どもとしてもわかりにくいというのが現状でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

今、言いました3点について、私も今回、道州制の問題を質問するに当たり、自分なりに考えるところがありますので、後ほどまた質問の中で私の考え方も示させていただきたいと思いますが、まず、この道州制そのものの動きの経緯についてなんですが、ごくごく簡単に見てみますと、この道州制そのものは単に地方制度、いわゆる都道府県とか市町村、こうした自治体の大きさとか単位が変わってしまうというだけの問題ではなくて、これはやはり国と地方のあり方を大もとから変えていくものになるんじゃないかというふうに認識をまずはいたしております。

この道州制を推進してきた、いわゆる旗振り役というのは、先日の同僚議員の質問の中でも出てきておりましたけれども、私もやはり、これは日本経団連ではなかったのかというふうに思います。

構造改革、そして新自由主義路線というものが小泉内閣のときにとられましたけれども、この小泉内閣で道州制の検討が政府方針となって、2002年の経済財政諮問会議がまとめました、いわゆる骨太の方針というものの中で、人口30万人を基準に基礎自治体を見直すということが盛り込まれました。ちょうどこの時期、やはり思い出してみますと長崎県でも市町村合併というのが、平成の大合併がちょうど進められた時期でありました。そして翌2003年、同じく経団連が、いわゆる奥田ビジョンということの中で道州制の州制というものを提起して、その奥田さんが経済財政諮問会議に参加しておりましたけれども、ここで2005年にまとめた日本21世紀ビジョンというものの中で道州制の実現というものが明記をされ、その後、御手洗さん、御手洗ビジョンの中でも道州制を推進する立場で政府の政策決定に大き

な影響を与え続けました。そして、その流れのまま今日の安倍内閣の方針となって受け継がれているというふうに私は考えております。

この経団連ですけれども、今、先ほど大変な借金があるということで、国の借金があるということでおっしゃいますが、経団連としては、法人税は減税してください、いろんな優遇税制もとってください、しかし、消費者に対しては消費税を上げて、財政を立て直してくれということで、利潤を追求するこうした大企業、経済界、あるいはそうしたところのいわゆる富裕層の方々の要求を政治の中に反映させていくことで、よく言われるのが、金も出さずけど口も出さずぞということですが、この経団連ですが、2007年に発表した提言の中で、同州と基礎自治体の事務は自主財源で遂行すべきだという、そういう考え方を示して、いわゆる国庫負担金とか補助金、地方交付税など、いわゆる地方歳出分を抜本的に見直してほしいということで、見直してほしいというか見直すべきだという方向性を示しました。こういう地方への歳出カット等々をすることで、5兆8,000億円の国の歳出がカットできますよということが2008年の提言でありました。

こうした意向が政府の道州制ビジョン懇談会中間報告に反映がされました。この中で言われているのが、国の仕事というのはもう外交、そして安全保障ですね。外交、安保、通商、いわゆる輸出入、そして司法、こういったことに限定して、社会保障とか教育というのはもう地方でやってくださいという、そういう、基本的にはしばらくはもしなっても段階措置はあるかもしれませんが、原則的にはこういう方向でやるというのが道州制じゃないかというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、国庫負担金、あるいは補助制度、地方交付税などは廃止か、もしくは縮小するという方向を目指しています。御承知のとおり、この国庫負担金、あるいは地方交付税というのは、地域間、地方地方の格差を是正したり財源を保障する制度ですから、これが今後どうなるのかというものは、我々地方にいる人間としても関心を持たざるを得ない状況じゃないかというふうに思います。

道州制で、これまでの都道府県というのは原則廃止になると思いますけれども、そうなりますと、今までの都道府県という垣根を越えて、大規模な財源を効率的な自治体、九州で言いますと、先ほど町長がお話しになりましたような福岡の大都市部とか、熊本もそうかもしれませんが、そういったところに基盤整備とか大規模開発なんかは集中的に、経済界としてはそこに投入ができるということで、これは非常に経済界としてはもう何としても進めたいという考えを持っているんじゃないかということで私は理解をいたしております。

町長もこの間の市町村合併についての総括ができていないじゃないかということをおっしゃいました。これも全くそのとおりだというふうに思います。この近隣で言えば、長崎市と合併した旧町、外海とか野母崎ですね、香焼等々ありますけれども、こうしたところの住民が、この合併によって生活がどうなったのかというところを、やっぱりきちっと総括をするべきだという

ふうにも考えているんですけども、町長もいろんな関係者の方々とお話しされるとと思いますが、そのあたり、吸収合併になったところの地域の住民の方々が、今どういうふうな思いをされているかという点は、何かつかんでいらっしゃればお話をいただければというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今の御指摘のとおり、私も直接聞いたわけではなく、ただ、長崎県の町村会でいろいろな話が出てくる中では、あの町はちょっと、合併したものの非常に合併したところの職員さんが少なくなってるんで、非常にサービスという面では困ってるというような話とか、そういったもの等々を話として聞きます。伺っております。私も、そういったことにつきまして、やはりもう少し精査してみる必要があるんじゃないだろうかというふうに考えております。

道州制の話をちょっとされておりました中で、経団連という話が出てましたけども、私も先般お話ししましたように、九州では九州経済連合会という、九経連というのがありますけれども、そういった中でも、やはり財界、それから知事会、それから銀行とか、いろいろなものが入っておるんですけども、九州の場合は、例えば電力会社一つとってみても、九州管内は全部網羅してるわけですね。それから、電力会社以外にも通信、電信、それからガスとか、そういったものが、いろんな形のインフラが九州単位でまとまっているということもありまして、割と九州の知事会とか市長会ではそういったものが、もう九州を一つにしたほうがいいんじゃないだろうかという意見も多いというふうに聞くわけでありまして、ただ、私としましては、やはりまだ十分な論議や議論がなされてないままに、それが進められていってしまうという、国レベルで進められていってしまうというのは非常にこれは危険じゃないだろうか。やはりこれは、先ほど議員がおっしゃったように、国のいわゆる基礎といいましょうか、国のもといを変えてしまうような、大きな変化でありますので、そのあたりはやはりもっと大きな議論がなされるところではないだろうかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

私も、じゃあ、実際に長崎のほうはどう考えているのかなということで、長崎市議会の議会の議事録をちょっと調べてみたんですけども、これは昨年の12月の6日に長崎市議会総務委員会で所管事項調査ということで、議員に対して市の職員さんが、そういう合併後の状況というものを説明した会議録がございました。短いので簡単に、ちょっと読んでみまうんですけども、合併町の住民の方は、悪くなったという御意見の中では、職員に身近に相談できないとか、役場の職員が旧市内へ業務の都合上転居したとか、まちづくりの担い手が減った、さらには上下水道料金が高くなったということで、合併

して悪くなったという感想を持たれている住民の方が非常に多いということは認識しております。ただ、よくなったという点では、休日に証明窓口ができるようになったとか、図書が借りやすくなったという意見もありますが、ただ、総じて合併してよかったというよりも、合併後も人口が減少し、町の活気が失われてきているという感想をお持ちの方が多いいところは認識しておるわけでございますということで、やはり非常に厳しい状況があらるんだなというふうに思います。

町長もおっしゃられておりましたけれども、確かに、自治体自治体によってはもう財政的な事情で合併に向かわざるを得ないというようなところもあったかと思うんですけれども、何かこう世の中がそういう雰囲気の中で、これはもう合併せんばとばいということで、何とかやっていけそうなのについてしまったということもあるんじゃないかと思うんです。そういうところでは非常に後悔してるんじゃないかなと思うんですが、そこで、ちょっと長与町のことでお伺いしますが、長与町の財政も、確かに大変厳しいですよ。決して楽ではないんですけれども、それでも住民の幸福という目線で見えた場合に、私は合併せずによかったんじゃないかと思ってるんですが、町長は、この長与町は単独を選択したことについていかがお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

合併した経験がなくて、この間、今こうして続いておりますので、続いております長与の中で考えますと、私はやっぱり住みたい、住み続けたい、住んでよかったというふうな、そういったまちづくり、そういったものができる町じゃないかなというふうに思っております。だから、私はもう、こうして皆さんとともに長与町をつくっていくと、非常に幸福度の高い町をつくっていくということで言えば、長与町はそういったインフラ、あるいは文化と経済と、そういったものをやっぱり今からでも皆さんと一緒につくっていくと、そして、十分その基礎があると思いますし、そういったものの中でやはり幸福度の高い成熟したまちづくりというようなものを目指して頑張りたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

わかりました。

つい1カ月か2カ月ぐらい前なんですけれども、私の住む長与ニュータウンの住民の方から、ニュータウンの中のある地域の防災、それから地域の安全にかかわる問題で相談がありました。その地域課題がなかなか解決がうまくいかんということで、私のほうにも相談がありまして、そこで、その住民の方と一緒に役場のほうに訪ねました。そこでいろいろと協議したおかげで一定の解決の方向が見えたということで、住民の方もかなり安心といたしますが、町に対する評価がよくなったということがありました。

その話し合いの席に建設部長とか管理課長、水道課長、こうした一定権限がある管理職の方々も交えて、じゃあ、こうしたらどうかといろんな話し合いがなされたわけなんですけれども、何と申しますか、管理職とか、あるいは議員であるとか、場合によっては首長も、先ほどまるたんぼクラブにも直接見にいかれたということでありましたけれども、そういう地域ごとの課題が何かということ、そして、それをどうやったら解決ができるかということ、こういう一緒になって知恵を出すという、これがやはり、私はコンパクトな自治体のメリットだなというふうに考えております。これは、大きな自治体ではこうは絶対にいかないというふうに思います。

道州制の問題について、平成20年の12月議会で同僚議員が一般質問を行っておりますけれども、このときに当時の葉山町長が、道州制について慎重と申しますか、反対と申しますか、そういう態度でありましたけれども、自治について、前の葉山町長は御自分の見解を書いているのを議事録の中で見つけましたけれども、その中で前町長が、どうして自治というのかいえば、お互いが協働して、その住んでいる地域の課題解決なりに身近にその力が反映できるという、そこには地方自治のメリットというものがあると思っておりますけれども、余りにも行政の効率性のみを追求されるということはいかなるものであるかというふうに思っておりますという答弁がありました。葉山氏におかれましては、長年、行政を担当され、町の職員でもあった、そして町長をしたということで、そういう住民意思の反映、行政課題の把握、解決、そして自治の精神を生かすためには適正規模であるということが重要だというふうに認識をなさっておられたというふうに思います。

ちょっと話が長くなるんですが、地方というのは以前は、戦前は内務省というところが地方を管理統制する、はっきり言って完全な国の出先機関、国のいろんな指揮命令を伝達する、そういう出先機関でありました。国の都合で地方と住民が非常に翻弄されたり、場合によっては大変な犠牲を強いられたという、そういう歴史があります。それらを踏まえて戦後の憲法の中に地方自治という、そういう概念が書き込まれたんじゃないかと私は考えているところです。

ここで、地方自治についてどう考えているのかということ、町長にもお聞きしようかと思っておりましたが、もう今までの答弁の中で大体わかりましたので、ちょっと時間の都合もありますので、若干その部分は飛ばしていきたいと思うんですけれども、そういうことで、道州制、そして地方自治の根本というものをやっぱり、この間道州制の問題を質問するというところでじっくり自分なりに考えていくと、私は自治体の大規模化とか、そして交付税削減とセットになった、こういう道州制というものは、住民福祉の向上とは相入れない、矛盾するんじゃないか、両立しないというふうに考えております。

前にも述べましたけれども、道州制になると、社会保障とか教育が、原則地方、州も含めてでしようけれども、もうそれぞれの州で自分たちで責任持ってやってくださいよということになっていくんじゃないかというふうに思い

ます。

昨日から子育て支援とか教育の問題で同僚議員からも一般質問がされておりますけれども、一つ、私も教育の問題で懸念されるのは、各地方地方で子供さんが生まれますと、その地方で子供を、子育て支援なり、あるいは学校に行くようになると学校教育に力を入れて子供を育て上げ、やがて子供は成長し、そのうちかなりの方々が雇用の受け皿がある大都市へと就職していく。今度はそこで、その大都市で家庭を持って生活基盤を持つ。その大都市で税金を納めるわけです。結局そうなりますと、大都市は、地方で一生懸命子育てして、今度は大都市で税金を納め、大都市はますます潤っていくということがあるわけですね。それから、保育の補助金の問題の議論もあっておりましたけれども、子供を保育するに当たって、健康的に成長させるというのが第一だと思うんですけれども、やっぱりそういう健康的に育てるためには最低限このくらいの大きさの、面積の部屋が必要ですよとか、例えばこのくらいの子供には保育士何人が必要だというふうな、そういう国が基準を示して補助金を全国あまねく、その基準をクリアさせる役割があるんじゃないか。ここはやはり、国が子供の発達に責任を負うという考え方に基づいてこういう補助金の制度もあるんじゃないかと私は理解をしております。

社会保障や教育は地方で独自にやってくれということ、非常に聞こえはいいんですけれども、ちょっと一步間違えれば、福祉や教育に基準を設けて、それを財源的にも制度的にも保証して国が関与していく責任、このあたりが非常に曖昧になってくるんじゃないかと、そういう懸念があるわけで、そうした点で考えても、地方自治とか交付税、それから補助金制度というのは大変すぐれた制度ではないのかと私は理解をしております。

先日、議員の研修会が南交流センターで……。

議長 (山口経正議員)

堤議員に申し上げます。簡明に質問をしてください。

16番 (堤理志議員) わかりました。じゃあ、簡明に質問します。

ちょっとここは大事なところですので、簡明にやりますが、先日、研修会がありましたけれども、議員の研修会の中で、三位一体の改革がどうだったのかということがありました。その中で、三位一体というのは御承知のとおり税源移譲、そして補助金の削減、その収支がどうだったのかという表を見せていただきました。それを見ますと、東京、神奈川、愛知といった大都市部はプラス、それが結局差し引きプラス。しかし、それ以外の地方というのは大きくマイナスということで、やはり構造改革新自由主義路線というものは、強い者、そして地理的に有利な中心的な自治体は得をする。しかし、それ以外のところの住民というものは大変不利益をこうむるという状況を私も感じております。

そこで、簡明にということですので、私は先ほどからの町長の答弁を聞いておまして、ちょっと気になるのが、町村会が反対だから町村会の意向を尊重して反対だということで、なんか本心とはちょっと違うようなイメージを受けるんですが、私は今言ったような、地方のあり方、そして交付税、補

助金等のことを勘案しても、長与町はこれにも、町村会が反対してるからじゃなくて、みずからのまちづくり、自治というものを考えて、これはやっぱり賛成できないという立場に立ってほしいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

確かに町村会が反対ということをお願いしましたがけれども、私も今のまま、私自身としまして、やはり国、県、そして市町村があるんですけども、その中に地方自治、それからコミュニティというのがあります。一番の原点はやっぱり個人ですので、その個人にとってどうなのかという、その住民目線というのが大事なんではないかと私は思っております。したがって、そのあたりが十分論議されないままに進んでいくことは、町村会がどうのこうのというのではなくて、私自身もそれに対しては非常に違うんじゃないだろうかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、2番目の文化・スポーツ施設の運営のあり方についてのほうに移らせていただきます。

私はこの間、一般質問の中で、行政の合理化、効率化、こういったことと住民の安全安心、そして公共サービスのあり方をテーマに何度か質問をしてみました。

先日、議会の議事録を見ておりますと、長与町の町営プールで、使用料の収入が120万しかないのに運営費が850万かかっている、700万程度赤字じゃないかということで追及を受けて、町としては、このあたりについては十分検討したいということで答弁がなされておりました。

ある自治体は、プールの管理費を2001年から2006年度を比較しますと、41%削減した例がありました。これは、実はもう御承知だと思いますけれども、埼玉のふじみ野市の市立大井プールというところですね。もう御承知のとおり、ここでは7年前に小学2年生の女の子が吸水口に吸い込まれて亡くなってしまったという本当に痛ましい事故が起こりました。ここは、この公営プールの経費節減が課題となっておって、民間委託にしておって、この受託業者が契約違反をいろいろやってたということが一番の理由なんですけれども、そういったところ、この委託という中でなかなか見抜くことができなかつたというのが非常に大きな反省点だったということが今、そのふじみ野市の議会の調査報告書とか行政の報告書でも明らかになっております。その後、大阪の泉南市というところも、ここは学校のプールで子供さんが亡くなりましたが、ここも管理は民間委託だったそうであります。

何ていいますかね、民間委託が全ていかんとは私も思ってはおりませんけれども、非常に心配なのは、民間にもう任せてるんだからということで、そ

のあたりの管理責任、住民の命を預かっているという責任が曖昧になってしまふんじゃないかと、このあたりを私はこの間、何度か一般質問の中でさせていただきました。

前期、私は総務委員会の中に所属しておりましたけれども、よく覚えているのは、その補正予算の中で長与町のプールのほうの監視体制を増員してやってたんですね。そして、いろいろ質疑をしてみますと、例えば溺れたとき、じゃあ、どうするんですかと聞くと、すぐ職員の方が、ちゃんと棒を用意して、それをすぐ届くようにするとか、職員さん自体がもう詳しく、どういう手だてでどういうふうな対応をするということをもう頭の中にたたき込んでおられたということで、ああ、ここはやっぱり子供さんの安全を我々が守らんといかんという、そういう行政の責任をはっきり、しっかり持っていたというふうに私は理解しておりますが、ちょっとこの間、削減を検討するとかいうことになりまして、ちょっとそのあたりは大丈夫なのかなと、こういう安全面に対して手抜きしてもらっては非常に困ると思うんですが、そういうことはないと思いますが、ここで教育長から、経費節減のために、例えば町民や子供のそういった安全をおろそかにするようなことはないということをお約束をいただけるかどうか、このあたりいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

議員御指摘の、安全安心ということのために、それを担保できないような削減、あるいは合理化、それは基本的にはしてはいけないというふうに考えておるんですね。私からは以上ですね。

要するに、安全安心を最優先して考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

今の点で、そういった、例えば教育施設でありますとか、一定行政側の財政も絡んでくると思いますが、町長も経費節減ということでそういった安全性を犠牲にするということは、もう今後は考えてないということは明言できるかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、議員おっしゃるように、最も大事なものは安心安全だと思うんですね。経費が云々かんぬんという問題以前に、やっぱり安心安全は確実に担保されるべきであると私は思っています。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

そうですね、文化についてもお伺いをしようかと思ってるんですが、それはちょっと簡単にお伺いをしたいと思います。

長与町においては、この文化施策といえますか、文化を、私の認識では、なるべく質の高いものを町民の皆さんに見てほしいという姿勢でやってきたんじゃないかなというふうに私は理解しておるんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。教育長。

教育長 (黒田義和君)

議員御指摘のとおり、例えば地理的の日本の西の果てにおろうと、日本の質の高い、そういう文化に触れていただくということでここ数年間いろんな講演会等におきましては、人選に当たっては本物というふうな視点で検討させていただいているところでございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

先ほど、教育長の答弁の中で、有料でやってるし、一部負担をお願いしたいということで、私の質問の意図は、無料でやれということ、そういう意図ではございませんので、そこは誤解がないようにしていただきたいと思います。

そういう中で、この間、行政改革の流れの中で、言ってみればいろんな施設の観客動員数がどうだ、あるいは文化施設の稼働率がどうだということが強調されるわけです。それは当然、施設を持っている以上はなるべく稼働したほうがいいし、見に来られる方もたくさんあるほうがいいわけなんですけれども、一つ注意しないといけないのは、そのこと自体が文化政策の評価の中心に据えられたり、すぐれた文化活動を実施しているという指標として見られるようなということになってしまっただけで、はちょっとどうなのかなというふうに思います。というのは、ある自治体で、あの芸能は観客が集まらないし、内容も理解できないからもう補助金は出さんというような事例が起きました。これは、御承知のとおり大阪市です。文楽に対する補助金のいろんな騒動がございました。名前は余り挙げませんが、あの市長さんが言うには、能とか狂言を見る人は何か変人だと言うたり、文楽を自分で一回見て、もうあれは二度と見ないというような発言をされたそうですけれども、文化というのはそれぞれの個人の心の内面の自由とか、心の価値の問題であるにもかかわらず、何と申しますかね、余りにも商業主義、興業としての価値でしか文化を見ないというようなことがありまして、それに対して一定そうだと声も全国を見ますとありますから、やはり長与町はそういう対応はしないでほしいなという思いがございました。

私も以前、前の教育長さんのときに能をやっておりまして、私も能を見て、はっきり言って難しくてよくわからなかったんですけれども、それで僕は能はつまらんとは思わなかったわけですね。それはもう私の人間性がまだそこまでの域に達してないんだなと、いずれそういうのを見てわかる人間になり

たいなというふうに思ったわけなんですけれども。ですから、やっぱりいいものを見るという、そういう姿勢というものを今後とも維持していただきたいというのが私の言いたいところなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)
全くそのとおりだと思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

先ほどの文楽については、何か食べていけるようになるのは50歳になってからだということ言われているそうです。100年とか1,000年の歴史があるさまざまな伝統芸能等々は、そういった長い修練の時間がかかったりということで、今の尺度ではなかなか当てはまらないものもあるということで、そういうものも含め、また、ことしの秋には郷土芸能大会がありますけれども、そこにも300万とか、ペーロン船の建造に250万、町の負担がしておりますけれども、ぜひそういったものを通じて町民同士がいろいろなものに触れ、理解を深めるような形で文化政策を行っていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、上長と公民館の件に話を移らせていただきますが、現在使われてるといふことなんですけど、恐らく今は対応変わったのかしれませんが、4月から対応が変わったというのは事実ですよね。このあたりを確認したいんですが。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

直接対応が変わったということではございません。実は、ちょっと時期がちょうどあれなんですけど、4月の初めぐらいだったんですか、少し衣服の取り違えとか、いろいろそういうふうなトラブルがございました。そういう中で、研修室の中に荷物を置きっ放しにして離れられるとか、いろいろそういうことがありましたので、そういうことについては注意を差し上げてたということは聞いております。できるだけそういうものをお持ちになってお風呂に入ってくださいというような形でしていただくということをお願いをするというふうなことは聞いております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

いや、それだけじゃなかったんじゃないかと思うんですね。畳の、いわゆる研修室の、たしか12時から浴場開始ですけれども、たしかその前までは、その前の時間でも多少は入って、そこでちょっと時間を置いて入れたのが、

もうその時間じゃないと入ったらだめだよというような対応があったと聞いておるんですが。それは、町としての判断なのか、それとも公民館の判断としてなされたのか、このあたりはいかがですか。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

12時からの利用ということでございますけれども、お風呂の開始時間が12時からということでございます。例えば10分前ぐらいに、交通事情とかいろいろなことでお見えになるということは重々承知しておりますので、その辺は柔軟に対応するようにという形で私どもも思っております。

中にはやっぱり1時間以上前からお見えになる方もおられるというふうなこともお聞きをしておりました。一つ、ちょっとお願いがしたいなということで考えておりましたのが、要するにあそこのお風呂の前の和室ですけれども、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、研修室ということで、公民館活動の場という意味合いも持ち合わせた部屋でございます。そういうこともありまして、通常の利用といいますか、公民館講座としての利用、それから、一般の住民の方の借用ですね、そういうことも長年にわたりまして、もうほとんどそういうのがないという状況。要するに、お風呂のあいてる日はそういう貸し出しには対応してないという状況がございました。それを、例えばお風呂のある日の午前中だけでも、もし早目にお見えになる方がなければそういう形で一般の方への開放もできると、開放といいますか貸し出しができるというふうなことがございます。そういうことで、できるだけお風呂の開館時間に合わせておいでいただけませんかというふうなことでのちょっと張り紙といいますか、そういうことをさせていただきました。ただ、なかなかその本意が皆さんに伝わってない、私どもの対応の不備だというふうに思いますけれども、そういうことで、ちょっと言い争いではないですけども、ちょっとそういうこともあったというふうには聞いております。

ですから、その辺のところは、先ほど答弁にございましたように、利用のないときにつきましては柔軟に対応させていただいて、早目においでになった方についてはどうぞお入りくださいというような形で対応するようにということで指示をしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

一定、町としても落ち度もあったんじゃないかということをお認めになりましたし、今後は柔軟に対応したいということなので、それでいいのかなと思いますけれども、実はこの件で、急にこういうふうになったもんで、現場のほうで、どうもこれは上からの指示なんだという話になりまして、今言われているのが、これは町長、怒らんで聞いてほしいんですが、これはもう町長さんがかわってから厳しいなっただいということで、もう吉田町長になってからということで、そういううわさが広がってるということもありますし、

やっぱり今まで柔軟にやられてきたことが、あるときにぴたっともう四角四面な対応で、非常にお役所仕事の対応になったということで、非常に住民の皆さんも怒ってらっしゃるという状況であります。この件については、私だけじゃなくて同僚議員もそういう話も聞いてるということで、多分話、私だけじゃなくて行ってるんじゃないかというふうに思いますけれども、一つはやっぱりあの地域が、バスで見えられてる方々にしてみれば非常にバスの数が不便だということもありますもんですから、なるべくそういうことも踏まえて、例えば、ちょっと余り具体的なことを言うのはここでは避けませけれども、いろいろほかにもあるんですよ。なるべく住民がそこに行きたくないと思わないような公民館であってほしいというふうに、もうその辺で言葉をとどめておきたいというふうに思います。

それで、私が言いたいのは、今、高齢者の皆さんの健康増進とか介護予防として今言われているのが、何といっても閉じこもり防止で、なるべく皆さん出て行って交流してくださいというのが、やっぱり長与町もそれが当然の健康増進の一つの大きな施策ではないかというふうに思います。そういう中で、こういう住民同士の憩いの場、交流の場が、評価がどんどん悪くなって、もうあそこ行きとうなけばいいというふうなことで人が寄らなくなるというのは、そういう対応というのはやはり避けないといけないんじゃないかというふうに思います。

先ほど、今後は柔軟にするということで結構だと思いますけれども、なんか上の指示、上の指示という話になっておりますので、ぜひ上のほうの指示で、町長がこのあたりをどう、柔軟にするというのを町長か教育長か、上の方でおっしゃっていただければと思います。

議長 (山口経正議員)

どっちいきますか。

教育長。

教育長 (黒田義和君)

誤解がないようにお伝えいただきたいんですが、決して町長の指示ではございません。私たちは、公民館の管理運営というのは、法律にのっとって我々の権限と責任のもとでしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。そういう中で、たまたまことしの4月以降はこちらのボイラーが故障して、向こうに行っていらっしゃったとか、先ほど課長が言ったように、ちょっとトラブルがあったんですよ。悪意じゃなくて、もう本当に知らずにあったと、いろんなことがあった中での対応の中でのそういう御意見だと思いますので、決してそうじゃなくて、私たちもルールにのっとってそういう責任と権限を果たしておりますので、浴場つつうのは裸のつき合いの場でもあるし、そこらあたりをして、住民が本当によかお風呂ばいと言われるような、そういう運営に心がけてまいりたいと思いますので、そういうふうに伝えておいていただけたらと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)
まず、まずもってそういう、地域の方にそういった不満を持ってしまわれたということに対しておわびをしたいと思います。私の管理不行き届きだと思っておりますので、今後そういったことがないようにやっていきたいと思っております。

私も、この浴場施設というのは皆さん方が本当に楽しんでもらうところだと思っておりますので、本当にそう思って、皆さん方が楽しんでいただければ、それだけ健康で楽しい生活もできるわけですので、ぜひそういったものを目指してまいりますので、今回のところはお許しいただきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で14時10分まで休憩します。
(休憩13時58分～14時10分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順14、河野龍二議員の消費税増税の考え方について、負担軽減を図る福祉事業の取り組みについて、公共下水道についての質問を同時に許します。

18番 (河野龍二議員)
18番、河野龍二議員。
一般質問最後になりました。いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。
私は、大きく3つの点で質問をいたします。
まず初めに、消費税の増税の考え方について質問いたします。
7月に行われました参議院選挙では、消費税増税を進める政党が多数を占める結果となりましたが、国民は消費税の増税を容認している状況ではありません。
今回の自民党の得票率は、比例代表では34.7%、小選挙区では42%の得票で80%の議席を占めました。選挙制度の矛盾から来た議席占有だとも考えられます。過半数を超える有権者が信任していない状況にもあります。容認していない理由として、最新の世論調査でも増税反対が58%と過半数を超えています。長与町の人口にあわせて見れば、2万4,300人ほどの方が、有権者にすると1万9,000の方が増税をやめてほしいと思っております。
町長は、さきの議会で、私のこの消費税の問題についての質問に対し、増税については注視していきたいと、こういうふうに答えましたが、こうした国民世論も踏まえ、消費税の増税についてどのように考えていらっしゃるでしょうか、質問いたします。
大きく2つ目に、負担軽減を図る福祉事業の取り組みについて質問いたします。
私は、前回の議会でも同じ項目で質問いたしましたが、今回は国民健康保

険税の問題と福祉医療の拡大について質問いたします。

(1)として、国民健康保険税の引き下げについて質問いたします。本町では、15年間国民健康保険税の据え置きを行い、県下で一番低い保険税が保たれてきました。しかし、平成24年度より税の引き上げが行われました。

私はこれまで、一般会計からの繰り入れなどで補填を行い、負担軽減を図るべきだと訴えてきましたが、改めて質問いたします。イ、国保税の収納率は例年と比べてどのようになっていますか。ロ、一般会計からの繰り入れの考えはありませんか。ハ、国保税の資産割の廃止等を含め、保険税の引き下げの考えはありませんか。

(2)福祉医療の拡大について質問いたします。全国では福祉医療の拡大が進められています。特に子供の福祉医療が最大で18歳の子供まで対象にしている自治体があります。県下でも複数の自治体が中学校卒業まで対象にしている状況もあります。本町でも、子供の福祉医療の拡大ができないか質問いたします。

最後に、公共下水道について質問いたします。

(1)下水道整備計画及び処理区域での100%の普及は実現可能なのか伺います。

(2)整備計画区域の決定や変更はどのようにして行われるのか。(3)下水道未整備地区の対応はどう考えているのか。

以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、河野議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の消費税増税の考え方につきましては、参議院選挙が終わり、来年4月から予定どおり消費税増税が実施されるのか、国民の最大の関心事となっておりますのでございます。

来年4月の税率の引き上げに当たっては、法の附則により、経済状況等を総合的に勘案した上で、所要の措置を講ずる旨、定められているため、政府では、先月末の6日間、テーマを分けて有識者60人から景気への影響等の意見を聞く集中点検会合を実施し、現在、首相の最終判断を待つばかりとなっておりますのでございます。

御質問は、この消費税増税についての私の考えでございますが、昨年の6月定例会でお答えをいたしましたとおり、決定が国でございますので、仮に消費税増税が確定されたとしても、私としましては増税分の使い道等に十分注意をしながら見守っていくべきものと考えておりますのでございます。

2番目の国民健康保険税の引き下げについてでございますけれども、1点目のイ、国保税の収納率につきましては、過去4年間の平均収納率と24年度分を比較しますと、現年分で0.51%の増、滞納分で0.75%の増となっております。

続きまして、1点目のロ、一般会計からの繰り入れにつきましては、国民

健康保険は保険という制度上、加入者が負担する保険料で賄う独立採算で経理されます。定められた費用以外の一般会計からの補填は、法定外繰り入れとなり、国保加入者以外の町民の方々にも負担をお願いすることになり、長引く不況による低所得化、急激な高齢化の中では難しいものと思っております。

次に、1点目の八、資産割の廃止等を含めた保険税の引き下げにつきましては、24年度税率改定の折り、将来的には資産割を廃止する方針で決定をしています。また、現在の保険税算定方法につきましては、予測される医療費から被保険者が支払う一部負担金及び国、県などからの交付金、負担金を差し引いた分が保険税として徴収する仕組みとなっております。

保険税の引き下げにつきましては、国民健康保険は保険という制度上、加入者が負担する保険料で賄うことを踏まえ、被保険者の負担軽減のため、今後も引き続き厚生労働省へ国庫負担金の引き上げの要望、陳情を行ってまいりたいと考えております。

2点目の福祉医療の拡大の考え方についてでございますが、平成23年度から、乳幼児の医療費につきまして現物給付を実施をしておるところでございます。本町では、対象の引き上げより先に、受診時の負担や申請時の負担軽減を図ること及び対象者が多いことから、ひとり親家庭の医療費や障害者医療費の現物給付化を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

続きまして、公共下水道でございますけれども、3番目の1点目及び3点目の、下水道整備計画及び処理区域で100%の普及は実現可能か、下水道未整備地区の対応をどう考えているのかの御質問につきましては、関連がございますのであわせて答弁をいたしたいと存じます。

処理区域内整備状況につきましては、1万6,105世帯、4万1,668名の方々下水道を利用できるよう整備を済ませております。しかしながら、18世帯、40名の方々につきましては未整備のままの状況でございます。

整備が進まない理由といたしましては、家屋が位置する場所の地形的な要因により、整備に要する事業費が多くなるとの見通しで整備を進めておりません。今後も公共下水道による整備につきましては、非常に困難であるとの認識でありますので、公共下水道での100%の普及につきましては、現在のところ実現は難しいのではないかと考えております。

下水道処理区域外においては、浄化槽で対応しておりますので、今後も同様の対応で下水道未整備地区の水質汚濁防止に努めてまいろうと考えております。

次に、2点目の整備計画区域の決定や変更はどのようにして行われるのかとの御質問につきましては、区域の決定及び変更につきましては、事業計画の認可及び変更認可の中で区域の拡大等の変更を行っております。

本町の公共下水道につきましては、市街化区域内の生活環境改善並びに長与川、高田川及び長与港等公共用水域の水質改善を目的に、昭和48年11月に下水道法の事業認可を受け、整備に着手し、現在までに10回の事業計

画の変更を重ねておるところでございます。

その中で、都市計画区域外につきましては、昭和61年度から特定環境保全公共下水道事業により、新たに区域を拡大し整備を行っております。変更による新たな区域の決定につきましては、区域外で新たに造成された住宅団地等の区域を変更認可で区域内に取り込み、拡大を行うなどの措置をとっております。また、既処理区域に近接し、区域外に立地するくみ取り世帯については、事業費等を考慮しながら、極力処理区域内に取り込み、水洗化の促進を図ってまいろうと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

消費税の増税については、町長は決定が国にあるので、増税された後の税の使い道を注視していきたいというふうに言われました。私がお聞きしたいのは、町長としてこの消費税の増税をどう考えてるかというところをお答えできる範囲でちょっとお願いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私は、消費税と税の一体改革ということで捉えております。現在、社会保障というのは、かなり現在の我々の生活の中におきまして割合が大きくなっておりまして、それを賄うのに現在の国の財政状況では非常に厳しいんじゃないかと、その中で、先ほど三位一体というのが出ましたけども、この社会保障と税の一体改革という形で私は消費税というのを考えて.....してまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

消費税の増税はやむなしというふうな考えなんではないでしょうかね。

それで、消費税が増税されればどうなるかというところを少し、私が研究したなりに、学習したなりに少し説明させていただきたいというふうに思いますが、一つは、1997年、このときに消費税が3%から5%に引き上げられた。このときは医療費負担増も伴って、9兆円の負担増というふうに言われました。景気が上向きかけたところでこの増税によって勤労者世帯の所得や消費が、この年を境に下がり始めたという指標が出てました。これがずっと今まで続いてきたというのが現状だというふうに思います。一方、この翌年、1998年には経済成長比率がマイナス2%、失業者が4%を超えたと、自殺者が年間3万人を超えて、これから14年間ずっと3万人を超え続けたというのがこの経済状況だというふうに思うんですよ。

私は、長与町の商店街の衰退も同時期だったかなと、このころからだんだん、やはりああいう中央商店街の衰退の一途をたどったんじゃないかなとい

うふうに思います。

先ほど町長は、今、社会保障が非常にお金がかかり過ぎて、やっぱり増税も必要ではないかというふうに言われましたが、消費税の増税のときには、必ず福祉が目的、社会保障に使うんだというのが言われてきたというふうに思います。

これは前日も私説明したんですが、また改めてぜひ理解していただきたい上で説明させていただきますけども、当時、福祉目的で福祉や高齢化社会に向けてというふうな形で大宣伝されて導入された消費税ですが、この25年間で国民が納めた消費税額は264兆円になります。一方、その後どうなったかといいますと、介護保険制度が始まりました。引き続いて後期高齢者医療制度がありました。本来社会保障に使われていれば、この介護保険制度や後期高齢者医療制度が始まって、新たな負担をする必要はなかったと思うんですよ。ここは社会保障制度に使われてこなかったのが、私はこの原因だというふうに思います。こういう制度をつくらなければならなかった。

先ほど、264兆円消費税を国民が納めたけども、この25年の間で、法人三税が減税されてきた。この減税が、当時は40%、法人税あったんですけども、今は30%まで下がって、この25年間で246兆円、264兆円納めてもらったんですけども、246兆円減税されたんですよ。結果的に国民が納めた消費税は、減税された法人税の穴埋めにしか使われなかった。だから、介護保険制度や後期高齢者医療制度という新たな制度が始まって、新たな国民負担が始まったというふうに思います。

今後も、今議論されてるのは医療費の新たな負担増です。社会保障制度改革の中でも、もっと社会保障制度の負担を国民に求めなければならないと。私はこれで増税されると、やはり国民生活は非常にたまったもんじゃないというふうに思うんですけども、この点どうお考えになりますか。社会保障制度のための増税というのが、やはり必要だというふうに思いますか、ちょっと今の説明で答えできるかどうかわかりませんが、ぜひあればお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

この消費税の問題は、もう日本全国あらゆる学者が、専門家が言っておられるので、私ごときがいろいろ話をできる問題ではございませんけれども、ただ、法人税が確かに30%に下がっております。これはシンガポールとか、今、東アジア、どんどん拡張しておりますけれども、そういったところにやっぱりいろんな資本が吸い上げられていくということでございまして、もし30%に下げて、そして法人等々が来ることによって、それが生産性が上がっていった税額もまたふえるというようなこともあろうかと思えます。それは、私は専門家じゃないからよくはわかりません。ただ、私としましては、消費税の使われ方というのは、純粋にやはり社会保障の財源として使われるべきであって、また、経済の中で本当にそれがスムーズに今の経済状況の中

でそれが賄われるぐらいの経済成長っていいでしょうか、そういったものが、財源があれば、私はそれはそれでいいかと思うんですよね。国民にそれほどの負担を強いることはないと思うんですよ。だから、5%に上がったときも、もう結果的には非常に経済が停滞化しまして、消費税を上げた結果が出なかったというようなことでもございましたので、そのあたりは大変難しい問題であります。ただ、今の現状におきまして、上げ方も果たして8%がいいのかどうか、これもいろんな学者によって分かれるところでありまして、そのあたりもやはり慎重に考えながら総理も判断を出されるかと思えます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

今、私が説明した範囲でいろいろ解釈して、じゃあ、やっぱりというふうにはならないかもしれませんが、町長、今いみじくも申しましたが、新たなほかの財源、消費税に頼らないでやれればというふうな話だと思うんですが、先ほど言いました、例えば法人税の減税がなければそれなりの税収が、いわゆる先ほど言いました246兆円の税収が入ってくるわけですか。そうすると社会保障にも随分、264兆円もらった税金を使えるわけですよ。だから、こういうところはやはり見直すべきじゃないかというふうだと思うんですよね。よく選挙の中でほかの政党も、増税する前にやるべきことがあるじゃないかと、私はこういうところをやはりやるべきじゃなかったかと。ほかにもあるんですよね。決して、ちょっと誤解しないでほしいのは、大企業がこうした税金を納めないからというふうな意味じゃなくて、やっぱり大企業はその利益に応じた、いわゆる国民が、町民が自分の所得に応じた税金を払うわけですから、大企業もそうした利益に応じた税金をしっかりと納めてもらうということが必要じゃないかなというふうなところを申しまして、実は前回もこれ説明しましたけども、消費税では輸出戻し税という仕組みがあるんですよね。これもある指標によると、大手輸出企業の20社だけです。20社だけで還付される。輸出戻し税ですから、消費税が還付されるんですよ。この合計が1兆1,751億円なんです。これが、現在5%でこれだけの税金が輸出産業、企業に還付されてると。10%になるとこの倍が還付されると。今の消費税の仕組みではそういうふうになってる。特にトヨタ自動車がある豊田税務署では、この税務署では1,150億円の赤字だということですよ、税務署がですね。いわゆる入ってくる税収より、還付する税収のほうがふえてると。ここにも、いわゆる輸出産業だけにはこれだけ消費税が戻っていくという非常に矛盾があると、こういったところもこうした税の改革の中で見直していいんじゃないかと。まだほかにもあるんですよ。大企業、特に大企業には租税特別措置法というのがあって、例えば企業が使う研究費の10%は法人税からでしたかね、削減できますよと。そういうのが集まると、年間で8,145億円も減税されてると。だから、先ほど言いますように、やるべき前、増税を国民に押しつける前に、するべきことをするべきじゃな

いかと。こうした、私たちはよく言うんですけど、優遇税制をやっばり見直す中で、税に頼らないで財源を確保するということをやらずにおって消費税だけを増税がもうありきで、そこだけを進めようとする、これがやはり国民の怒りを買ってるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、先ほど町長、道州制の問題で、やはり町長は町民の生活をいかに守るかという立場で仕事をしなければならないと思うんですよ。この消費税が増税される中で、生活が大変になるという状況が予測できるならば、やはり私は、ある小さな町の一町長かもしれませんが、そういう住民の立場に立って、やはり増税してほしくないというふうな、そういう発信をしていただきたいなというふうに思うんですけども、お気持ちは変わりないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

この議論は、いろいろ政党とか思想とかいろいろありますので、深くはもう入っていけないところだと私は思っております。ただ、私はこの消費税が増税というのが決まったとしても、もしそれをしないということであったとしても、それは政府の判断でございますけれども、私のほうはやっぱり社会福祉というのが、結構私、町長としまして、かなり町費の中でも大きく膨らんでいる部分でございます、現実問題としまして。その分はやはりきちっとして見直すべきじゃないかと、消費税を上げることによって日本の経済力が落ちてしまうということであればもう身もふたもないわけでありまして、それは上げないほうがいいわけでありまして、したがって、その分については、日本の経済学者がるる言っております、それについて政府がどう判断していくのかということございまして、私どもはそれをきちっとして、もし増税となったときに、それが社会保障として使われているのかどうかと、そういったものについてはきちっと見守っていくべきだというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

なかなか町長の立場としては厳しいところがあるのかもしれませんが、町の行政を行う中で、例えば町長がこうしたいという施策を出したときに、当然そこには賛成する人もいれば反対する人もいるわけですね。でも、そこが議会の中で決まっていけばそれを進められると。じゃあ、町長は議会の中で承認してほしいと提案するわけです。国が決めることであっても、やはりこの消費税の問題でも、私は、住民のそういう暮らしを守る、生活を安定させるという意味では、国が決めることであっても、一町の町長であろうとも、私は町民の暮らしを守るという意味ではそういう立場に立っていただきたいなというふうに思います。

先ほどから言いますように、いろんな、確かに経済学者はいろいろ言っ

ます。もう賛成の方の経済学者もいろんな意味で言っていますし、反対の立場の経済学者もいろんな意味で言ってますけども、私たちもこの間の消費税の動向からして、決してこれが社会保障に使われないということは十分学習させていただいております。特に、やはり今言われているのが新たな消費税の増税以後に言われているのが、安倍内閣では国土強靱化ということで、大型公共事業を成長戦略の名でどんどんやっていくというふうなこと、軍事費も11年ぶりに増額するという。いわゆる昔自民党がやったばらまき財政をやっているというのが、やはり目に見えてわかるわけですたいね。ですからこれは、来月早々に首相は判断するというふうに言ってますけども、そういう危険性があるということをも十分認識していただきたいということを言っておきます。これ以上言ってもなかなか答弁は平行線でしょうから、次の質問に移らせていただきます。

2つ目に、負担軽減を図る福祉事業の取り組みということで、これ、一つは国保の引き下げについてということで一つお伺いしますけども、先日、文教厚生委員会で所管事務調査をしました。そのときに出していただいた資料で、いわゆる、今国民は国保に入るか協会けんぽか組合けんぽか共済組合、あと後期高齢者制度と、この大体4つの保険の中で、4つの保険の指標が出されてました。

ここで、ちょっと出された資料で見ますと、国民健康保険の加入者1人当たりの平均所得84万円ですね。協会けんぽでは137万円、組合けんぽでは198万円、共済組合では229万円と、やはり国民健康保険ちゅうのは非常に所得が低い。それに加えて、加入者1人当たりの平均保険料、これ全国平均だというふうに思うんですが、84万円の所得に対して保険料が8万1,000円、保険料に対する負担率というのが9.7%、約10%が所得に対して保険料を納めなければならない。これ協会けんぽが7.2%、組合けんぽは5%と、共済組合は4.9%ということで、これ町からいただいた資料で、こういう実態なんですね。

一方、長与町の国民健康保険税がどういう状況になってるかということ、まず、ホームページで国保の、あなたの保険税はこれぐらいですよというのが、指標が出されています。これモデル世帯が、世帯主が43歳で、所得金額が200万、固定資産税額が6万円で、41歳の奥さんと15歳の子供さんがいらっしゃるというときに、所得金額が200万ですね。先ほども言いました、200万に対して年間の国民健康保険税が31万3,100円なんですよ。これ、先ほど保険料の負担率、所得に対して15%ですね。全国平均が9.7%、約10%に対して15%ですよ。

ここで、この国民健康保険税が低所得者ほど負担が重くなってるというのをちょっと指標で出してみました。例えば、145万円、所得金額ですね。145万円だとしてすると、恐らく資産割が発生しないかなという計算をしてみました。その中で、これは私が単純に計算した部分ですから、間違いがあったら、でも大きく間違いないと思うんですけども、145万円の所得金額に対して、資産割を除く国民健康保険税の金額が25万140円、所得に

対して17.2%の保険税なんです。また、5万減って140万円の場合、所得に対して保険税が24万4,290円、17.5%。逆に300万、所得金額が300万ある。これは固定資産税を入れた場合で計算すると、300万で42万2,190円で所得に対して14%。所得が低いほど負担率というのは高くなるんですね。こっっていうのは、私は本来ならば所得が低い人は所得なりにというふうな部分じゃないかなと思うんですけども、全国平均よりも非常に高く、さらに高い状況を示すという意味では、先ほど言いました低所得者が多い国保税にとっては非常に厳しいんじゃないかというふうに思いますけども、そこで、この実態をお聞きしてですよ、町長、やっぱりこの国民健康保険税高いと思いませんか。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、いろんな健康保険ありますけど、共済とかいろいろありますけれども、その中で今出された数字を見れば、確かに所得が低くなるほど高くなってるといのは今お聞きしたとおりでございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

国民健康保険、じゃあ、高いと思うということですね。高いと思われるならですよ、やはりどうにかして引き下げをする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、引き下げについてはできないという答弁だったんですかね、ちょっともう一度その辺について再度お伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 保険税の引き下げにつきましては、現在やっております厚労省等へ要望、陳情、国庫負担率を上げてくださいということで要望、陳情を行ってまですので、それを引き続き継続していきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

済みません。私もぜひ厚労省に対しての、この辺は非常に福祉部関係の方も努力をされていると思うんですけども、これはぜひ継続的にやっていただきたいんですが、もう一つやはり、先ほど一般会計からの繰り入れの、これについては考えがないというふうなことでお答えしていただきました。これも、これまでずっと言ってきたんですけども、一般会計からの繰り入れというのは全国的に行われている状況なんです。やはり国保会計が厳しい中で、一般会計から繰り入れをしないと財政がなかなか厳しいということ

で言われてる状況です。

2011年、ちょっと古いんですけども、2011年の全国の一般会計からの繰り入れ総額が3,903億円なんです。長崎ちゅうのは非常に一般会計から繰り入れをしない自治体で、本町も本当に財源不足、この間は県の補助金の関係で一部県に返納しなければならないときに、7,000万ほど一般会計から繰り入れをいたしました。私はこの税の負担の軽減のために、やっぱりこれをしていくべきじゃないか。先ほど高いというふうな考えがあるのならば、何度も言うんですけど、全国ではやれてることがなぜ長与町ではほかの、いわゆるほかの保険に加入している方々の同意が得られないからなかなかできないというふうな結論になるんですけども、これは全国でやってるわけですから、やろうと思って進めればできないことじゃないと思うんですけども、その点いかがでしょうか。じゃあ、同意を得るような努力をしようと思うのか、その辺も含めてお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 今、言われた議員さん、その年度の法定外繰り入れ確かにそうなんですけども、先日、県のほうから24年度の県内の法定外繰り入れの市町村の資料を入手したところによりますと、通常の法定外繰り入れをやっているのは、長崎市と対馬市、壱岐市、3市に減っておりますので、うちのほうとしまして現状どおり法定外繰り入れはできないということで御理解いただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私が言いました、先ほど長崎県は非常に少ないんですよ。県自体がそういうふうに法定外繰り入れを、なんか抑制しようとしてる動きがあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。これ、だから先ほど、高いというふうに思われるなら、厚労省の補助金をふやすというよりも、私はこれが第一時的にないと根本的な問題は解決できないというふうに思うんですよ。ずっと繰り入れをしていかなければならないという、一定するとね。ただ、これがなかなかそういうふうに簡単にいかない状況にある中で、特に保険税というのは先ほど言いましたように、所得が低ければ保険税の納付が困難になって、国保会計の収入が目減りしてきて、新たなまたそこで税の負担増になると。この間、24年度の税の引き上げをされるときも、これ3年後にはまた見直しというふうな、そこで先ほど言う財政状況が厳しければまた税の負担になってくる、また高くなるというふうな、もうずっとそういう悪循環をしていく予測が立つわけですよ。そこを断ち切るのは、私はやはりそういう繰り入れなりをする中で税の負担軽減をしていくというのが、二次的な状況としてやるべきだというふうに思うんですけども、先ほど言いましたように全国的にはやられてるわけですよ。県は確かに、長崎県の中では少ないですけども、

やっぱりやられてるところがあるわけですから、私はこれは町長の気持ち一つでできないことは、これ財政的に無理なのかどうなのか、そこら辺はちょっとよくわからないですけども、財政的に無理だという話はちょっと今まで聞いてないんで、これは気持ち次第かなと、やろうという気持ちがあって、前の町長のときも言ったんですけども、国保税というのは、最終的には退職された後みんな国保税に戻ってくるわけですよ。そのときにここの国保税制度が崩壊してれば、本当に大変なことになるというふうに思いますので、それを維持するためにも一般会計からの繰り入れというのは必要だと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。ちょっと答弁いただきたいと思いません。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

国民健康保険というのは、保険という制度の上で、加入者が負担する保険料で賄う独立採算というので経理されておるわけでありまして。ここは大きな問題だと思うんですね。だから、負担した方が応分にいただくというような形の独立採算という、そういった制度の上に立ってるわけでありまして。したがって、確かに所得の低い方が高いのを払っておられるのかもしれませんが、その中で国民健康保険をどうしていくかというのはまた別個の議論じゃないかな。例えば資産割の廃止を含めて導入もされておりますし、そういったいろんな角度からまた論議されるべきではないかと。この独立採算の経理というのは、私は非常に重いものであると思っております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

一般会計の繰り入れについてちょっとお尋ねしたんですけども、その辺についてはちょっとお答えがなかったんで、もう一度お答えしていただきたいんですが、また一つ、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。確かに国民健康保険税というのは保険加入者が保険税を払うという仕組み。だから私は、保険税を全くゼロにしるというふうに言ってるわけじゃない。所得に応じた、やはり払える保険税にすべきじゃないかという部分と、もう一つはこれ、国民健康保険というのは社会保障なんですよ。社会保障の定義ちゅうのは、国民健康保険の法の中にもあるのかな、社会保障及び国民の保険の向上に寄与することを目的とすると。決して民間の保険じゃないんですよ。保険に入って、保険にお金を払わなければその保険が活用できないというものじゃないでしょう。社会保障として国民の健康を保持するためにこうした事業をなさないと、社会保障ちゅうのはそういうもんなんですよ。だから、決してそこは町長、間違えないでいただきたい。保険料を払わないと、今の仕組みはそういうふうになってますけども。ですから、一定国や自治体のそういう努力も必要になってくるわけですよ。ですから、私はそういう意味でも、自治体の努力として一般会計からの繰り入れをすることがやっぱり加入者に

とっても非常に健康的な暮らし、生活を送れるんじゃないかなというふうに思うんで、再度、繰り入れについての考えをもう一度お伺いしたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)

今まで私がるるお話をしましたように、これはあくまでも独立採算でやってるっていう、これはそういう経理であります。したがって、ほかの住民の方からさらにお金をいただくというのはいかがなものかというふうに思っております。我々が今後努力すべきことは、やはり国庫負担金の引き上げの要望、陳情と、こういったものを積極的に行っていくって、国民負担が幾らかでも減るように、そういった努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

先ほどから独立採算だとか言うんですけども、やっぱりこの法の精神をぜひもう一度理解していただきたいというふうに思います。社会保障というのは、やはり国がそういう形で保障をしていくよと、暮らしを守るよという、これは憲法に基づく問題だと思うんですよ。ですから、ぜひそこは十分、もう一度研究していただいて、これも平行線になりそうなので、何度も言いますように全国的にはそういう、町長の考えがあるかもしれませんが、やってるわけですから、全国でやれて長与町できないことはないと思うんですよ。長与町と同じような財政規模や、また少ない財政規模の中でもそうしたことをやれてるわけですから、私はこれをやらないという姿勢のほうが、やはり町民に対して失礼かなというふうに思いますので、ぜひ改めて国民健康保険の法の精神をもう一度見ていただきたいというふうに思います。

それでは次に、福祉医療の拡大ですけども、これは、ちょっと答弁でいただいたのが少し理解できなかった。まず、福祉医療を拡大する前に現物給付の対象の拡大をしていきたいというふうな答弁だったんでしょうか。もう一度こちら辺について、もう少し詳しく答弁いただきたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

まず、福祉医療で、答弁にありますように、23年度から乳幼児の医療費について現物給付になりました。議員さんの御質問の中、要するに18歳までということで対象を拡大ということなんですけども、長与町では今現在、残りの福祉医療の対象、答弁にありますように、ひとり親家庭の医療費と障害者医療費に対する福祉、対象としている分がまだ償還払いになっておりますので、現物給付化を進めることで、障害者等、特に体が不自由だったりとか、いろんな状況下で毎月償還払いの申請等に役場まで来ていただいている

状態ですので、そういった部分の軽減等を含めて、まずは現物給付化ということで、そっちのほうから先に進めていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

確かにそこも福祉医療の拡大にはなるんですが、それはそれでぜひ早急にさせていただきたいというふうに思うんですけど、ここで質問したのは、確かにこの通告書では、18歳までの子供が対象で福祉医療の拡大がされてるというふうに言いましたけども、全国的に見ますと、一番多いのが中学校卒業までの子供の福祉医療が拡大されているという状況で、これは全国調査の中であるんですが、中学校1年生から3年生までの子供の医療費の助成制度がされてるところが、全国の自治体で37.6%なんです。その次に多いのが4歳から就学前までが36.6%、いわゆるもう一番多いのが中学1年生から3年生までの子供の医療費拡大をされてるんです。

先ほど言う現物給付に変えていくというのは、財政的にはそう、いわゆる今まで医療費の請求をされてた部分がまた戻すということで、そう負担にならないのかなというふうに思うんですけども、新たに子供の医療費を拡大していくという意味では、負担が生じるかなというふうに思うんですけども、ですからここをちょっと別個で考えてもらって、ずっと先日からある子育て支援という立場から、やっぱり長与町に住む子供さんの医療費の助成制度を全国並みに中学3年生まで引き上げていくという検討ができないものなのか、再度そこら辺をお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

中学までとか18歳までとか、対象拡大のほうについての試算等はしておりません。議員おっしゃるとおり、現物給付化については、特に障害者のほうの医療についてはほぼ全部といいますか、大方の方が申請されてますので、財政的にはそう影響といいますか、さほどないと思います。ですから、とりあえずはそちらのほうからそういった面での負担軽減から図っていききたいという考えでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

その意味での、実質お金の負担の部分も多少あるかもしれませんが、一々役場まで行ってそういう煩わしい部分の負担軽減もできるかもしれないんですけど、私が求めているのは、いわゆる全国的に今非常に拡大されている中学3年生までの、いわゆる子供医療費の助成を検討できないかというところをお伺いしているんです。どうですかね、先ほどからといいますか、先日からこの一般質問で子育て支援というふうなことが言われていますし、全国的にはこの中学3年生までの医療費負担が非常に多いと、40%近くされて

るということで、県下でも松浦市がされてますよね。南島原市も始めたんですかね、始めようとしてるのか、そういう状況にあるわけですよ。ですから、これ検討できないですかね。どちらが答える、答えれるほうでちょっとお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
議員さんのおっしゃることはよくわかります。県内でもやっと松浦が始めてまして、島原のほうでも今度始まりました。私どもも、県内の動向を見ながらということで今まで検討させていただいておりましたので、今後の近隣等とも話をさせていただいて、十分そっこのほうに向けて鋭意努力をしていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
検討していただく方向で協議するということですが、よく言われる近隣と、確かに長崎市や時津町と足並みそろえてという部分があるんですけども、いつもそこでジレンマがあるんですけど、ほかの自治体ではもうやっぱりそういう政策を前面に出してやるんだというふうな姿勢でやるわけですから、これは、こういうことをやることでほかの自治体が賛同してくるかもしれないし、県下にも広がるかもしれないので、私は長与町でぜひやっていく方向で、近隣町の足並みをそろえるんじゃないかとという方向で協議していきたい、検討していきたいというふうなところまで、町長いかがでしょうかね、一步踏み込んで、どうでしょう、どちら、中身がわかっておられればお願いしたい思います。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
おっしゃられることはよくわかるんですけども、やはり医師会が、西彼杵医師会ということで時津、西海と一緒にっておりますので、そういうのは足並みをそろえていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
これもまた、ほかの自治体ではどういう医師会の組み合わせがどうなるのかよくわからないんですが、やっぱり自治体がやろうと思えば、それは医師会も、そういうところでは医師会に対しても非常にメリットはあるんじゃないかなと思うんですよ。いわゆる我慢してたところがそういう助成制度があるなら、じゃあ、病院に行こうかというふうになりますでしょうし。ですから、そこも検討するということですから、それでいいのかなと思うんですけども、ちなみに前日、税務課のほうにちょっとお尋ねしていたところ

があったんで、そこをせっかく議場に来てらっしゃるんでお尋ねしたんですけども、実は、これ松浦市でしたかね、人口が長与より少ないですかね、3万8,000からそこらぐらいですかね、約2,000万ぐらいかかっているんです、中学校、その拡大した部分が。長与の乳幼児医療の決算を見てもみすと約5,300万ぐらいかかっています。じゃあ、この財源をどうするかと、やっぱりそこにくると思うんですよ。じゃあ、財源どうするかというところで。財源を見たときに、税務課のほうにお尋ねしたのは、年少扶養控除が廃止されましたよね、所得の中で、町県民税、所得税の。これは、子ども手当を支給するからということで年少扶養控除を廃止したんですけども、子ども手当は十分に支給されてない状況で、年少扶養控除だけが廃止されて、いわば子供を持つ世帯では増税になったわけです。この部分がどれくらい町で増収されたか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
税務課長。

税務課長 (田平俊則君)

24年度の町民税への影響額といたしまして、年少扶養控除額の廃止分での増ですね、これが1億3,000万ほどになっております。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私はだから、こうして子育て世代の方から増収、ふえた部分が町に入ってきてるわけですから、こういう財源も活用して、やっぱり子供たちのために使うという意味ではこういう財源も活用して、やれないことはないんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうかね、いろいろ医師会だとか近隣町の関係もありますが、ぜひ、じゃあ、長与町が率先して皆さんにやるというふうな形で働きかけるような努力ができないものなのか、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃるようなことが、いわゆる個性ある町ということで、おっしゃることはよくわかります。私も、福祉というのいろいろなあります。どの部分に重点を置いておくかというようなことがございます。もうちょっと大きく言えば、例えば文化とか教育とかもあります。医療もあります。したがって、いろんな領域の中で我々も福祉のあり方というのはいかがなものかということで考えておるわけで、今回、平成23年度から乳幼児の医療費については現物給付ということをしていたしました。今度は、今議員おっしゃるより先に、ひとり親家庭の医療費、あるいは障害者医療費の現物給付を先にやりたいということでございまして、これは、こういったことから一步一步我々も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

生活福祉部長はそういう関係諸団体との連携が必要ですけど、今の町長の答弁ですとどうなのかなって。検討してもらえる、そういうふうに率先してやるより前に、もうほかのことが片づいてからやりますよという考えなのか、ちょっとトーンダウンしたような感じがするんですけども、どうですかね。どうなんですか、ちょっと、やる方向で進めたいという考えなのか、やれる状況がないと思ってるのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長 (田島弘明君)

私のほうから回答しますけども、今の町長が言ったような方向性で今町は進んでおります。その後は、多分、今議員さんがおっしゃるように、年齢を上げるといって方向で県下で検討していくという方向の話になっておりますので、まずは、今町長がおっしゃったような形を町は進めていきながら、ぜひ河野議員さんがおっしゃるようなことを県内で協議を早目にしていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ぜひ、もうあんまり言いたくないんですけども、幸福度日本一という、やっぱりこういうほかの自治体でやられてて長与町でやれない、幸福度というのはそちらのほうに取られますよね、それは。ですから、ぜひやれてるところがあるなら、そういうのをぜひ研究していただいて、じゃあ、どうすればできるのかというのを検討していただきたいというふうに思います。

最後に、公共下水道について質問いたします。まずは、公共下水道の1番目にあります100%の普及が可能かというのは、実は第8次基本構想総合計画の中での、この中の計画数値目標の中に、下水道普及率が、目標値は100%目指しますというふうになってるんですね。この下水道普及率という意味では、どこまでこの100%を目指そうとしてるのか。先ほどの答弁ですと、どうしても下水道が普及しないところは浄化槽に頼っていきますよということを言ってる。下水道の普及率、ですから、この下水道の普及率ちゅうの、ここに載ってるのはあくまでも区域内という意味なのか、それとも全町的なのか、その辺を再度ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

下水道課長 (浦川圭一君)

通常、下水道普及率ちゅうことでいろんなそういった資料に載せる場合につきましては、全町的な住民基本台帳に載っとる人口をもとにしましてパーセントを出しております。先ほど申しましたのは、区域内のあくまでも数値

を申し上げております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
ここであんまり議論したくないんですけど、下水道の普及率ってなれば、この出てる目標値ちゅうのはなかなか、先ほど答弁でありますように、未整備地区は浄化槽で対応します。浄化槽ちゅうのは下水道とは違いますよね。ですから、ここは余りにも目標値が100%ちゅうのはちょっとおかしいかなというふうに思うんですけども、それはどう考えてらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)
下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)
浄化槽が下水道の扱いにならないんじゃないかという御指摘でございますけども、総務省の通知、経営に係る通知ちゅう中で、通知がありまして、指導も含めた通知なんですけど、この中で下水道事業を実施、原文をそのままちょっと読ませていただきますけども、下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各処理施設の中から地理的、社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的、効果的に整備を行うことちゅうことで、一律に浄化槽についても下水道の整備の中で一つの手法として扱われております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
了解しました。
時間が少なくなったんで、実はこの、私、公共下水道で質問上げた背景には、担当課は十分御承知だというふうに思うんですけども、ある地域で下水道区域が決められてて、その区域のところには2軒区域外だったという状況の中で、その後、下水道が整備される中で、そのうち1軒は下水道区域内に入ってたということで、先ほど下水道区域の変更の中で条件がいろいろありましたよね。隣接するところだとかという部分がありましたけども、特に川を汚染する、海を汚染する場合に対応するということですが、私はそういう地域ってたくさんあるんじゃないかなというふうに一つは思うんですよ。そういうところを全て、じゃあ、そういう対応ができるものなのかと。その中で多分、隣接するところだとかというのがああるんと思うんですけども。この隣接というのがどれくらいの範囲までが隣接というふうな形でみなすのか、その辺をちょっと、そういう基準というのを少し教えていただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)
近接する区域がどこまでなのかというのは、明確な基準は定めておりませ

ん。先ほど、町長の答弁の中でも申し上げましたように、区域を設定したすぐ近接する周辺に、くみ取りの世帯が例えば点在してあった場合には、極力下水道の処理区域に取り込む、こういった対応をさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そうすると、当初ここ、下水道区域の説明をするときに、当然既にもうその時点でそういう状態をわかってたわけですよ。ですよ。であるならば、最初からそこはもう下水道区域に入るという説明をするべきじゃなかったんでしょかね。

もう一つお尋ねしたいのは、そういう場合、個人的に、うちはこの区域外ですけども、くみ取りですから拡大してくださいという要請があった場合にも応えるんですか。どうですか、いわゆる町民側から要請があった場合に応えるものなのか、それとも、行政がそういうふうに拡大していくというものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)

今、言われた事例につきましては、例えば1軒、2軒入れるために相当な費用がかかる、例えばもう500万も600万もかかるというような状況であれば、そこは多分、私どもも企業会計でございますので、そこは多分ちゅうちょすると、できないというような考え方になると思います。ただ、その金額も明確に決めたものはございませんけども、ある程度そこを1軒入れることで周辺の排水の環境整備が図られるちゅうふうなことになりますと、やっぱり前向きに取り組んでいく、そういう対応をしております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

やっぱりこの間ずっと協議してきたんですけど、なかなかその基準が明確でない。そういう事前の説明もなんか非常にわかりづらいというところがあるんで、私はこの辺ははっきりさせるべきではないかなというふうに思いますし、これはやっぱりそういうわかりやすい状況をつくっておくべきじゃないかなというふうに思うんですよ。

最後、答えていただけなかったんですが、いわゆるそういう町民からの申し出でも拡大する可能性があるんですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)

一応、要望なりでお聞きをした結果で、先ほど申しましたように、事業費等を勘案しましてその決定をするということで御理解をいただければと思います。

議

長

(山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 15時10分)